

第40回（平成28年度第1回） 大分県事業評価監視委員会

資 料

報道関係・一般傍聴者

平成28年8月4日(木)
トキハ会館 5階 ローズの間

第40回（平成28年度第1回）大分県事業評価監視委員会

次 第

日時：平成28年8月4日（木） 10時00分～

場所：トキハ会館 5階 ローズの間

1. 開会の辞 10:00～

- (1) 土木建築部長挨拶
- (2) 委員長挨拶

2. 対象事業説明 10:05～

(1)	再	道路改築事業	国東安岐線（下原工区）	道路建設課
(2)	再	道路改築事業	三重弥生線（小半工区）	道路建設課
(3)	再	道路改築事業	三重新殿線バイパス 牟礼前田工区	道路建設課

《休憩》 11:05～

(4)	再	広域河川改修事業	平井川（下流）	河川課
(5)	再	広域河川改修事業	平井川	河川課
(6)	事後	総合流域防災事業	有田川	河川課

《昼食・休憩》 12:00～

13:00～

(7)	事前	交通安全事業	国道326号（小坂工区）	道路保全課
(8)	再	農山漁村地域整備交付金事業	古四六線	林務管理課
(9)	事後	広域営農団地農道整備事業	大野川中流地区	農村基盤整備課

3. 閉会の辞

- (1) 事務局長挨拶

資料目次

1. 総括表

- | | | |
|-----|---------|--------|
| (1) | 対象事業総括表 | P0-1 ~ |
| (2) | 箇所図 | P0-3 ~ |

2. 対象事業

土木建築部

- | | | | | |
|-----|------|----------|------------------|--------|
| (1) | 【再】 | 道路改築事業 | 国東安岐線 下原工区 | P1-1 ~ |
| (2) | 【再】 | 道路改築事業 | 三重弥生線 小半工区 | P2-1 ~ |
| (3) | 【再】 | 道路改築事業 | 三重新殿線バイパス 牟礼前田工区 | P3-1 ~ |
| (4) | 【再】 | 広域河川改修事業 | 平井川（下流） | P4-1 ~ |
| (5) | 【再】 | 広域河川改修事業 | 平井川 | P5-1 ~ |
| (6) | 【事後】 | 総合流域防災事業 | 有田川 | P6-1 ~ |
| (7) | 【事前】 | 交通安全事業 | 国道326号 小坂工区 | P7-1 ~ |

農林水産部

- | | | | | |
|-----|------|---------------|---------|--------|
| (8) | 【再】 | 農山漁村地域整備交付金事業 | 吉四六線 | P8-1 ~ |
| (9) | 【事後】 | 広域営農団地農道整備事業 | 大野川中流地区 | P9-1 ~ |

第40回(平成28年度第1回)大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

【再評価】土木建築部

(単位: 百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度		事業費		増減率	B/C		H28迄		H29以降		最終の事業計画概要	対応方針(案)			
								当初	最終	当初	最終		前回	今回	年	事業費	進捗率	年			事業費		
(1)	道路建設課	交付金	道路改築事業	国東安成線(下原工区)	国東市安成町下原	用地取得前	H26	H33	—	H33	2,300	—	2,400	1.04	0.7	0.7	3年	435	18%	5年	1,965	L=800m(現道拡幅)橋梁2橋(94m, 55m)W=6.0(9.5~9.75)m	継続
(2)	道路建設課	交付金	道路改築事業	三重弥生線(小半工区)	佐伯市本匠大字小半	用地取得前	H26	H31	—	H31	1,800	—	1,800	1.00	0.5	0.5	3年	103	6%	3年	1,697	L=480m(ハ・ハズ)トンネルL=280m	継続
(3)	道路建設課	交付金	道路改築事業	三重新船線/バイパス(牟礼前田工区)	豊後大野市三重町百枝~牟礼前田	用地取得前	H26	H32	—	H32	4,080	—	4,080	1.00	3.3	3.3	3年	406	10%	4年	3,674	L=3,040m(ハ・ハズ)W=6.5(10.25)m橋梁2橋(225m, 30m)	継続
(4)	河川課	交付金	広域河川改修事業	平井川(下流)	豊後大野市大野町矢田	再評価後5年	H14	H35	H35	H35	2,290	2,508	2,508	1.00	1.54	1.44	15年	1,744	70%	7年	764	計画延長L=9,350m築堤53,560m3,掘削163,570m3護岸13,140m2,構造物等6基	継続
(5)	河川課	交付金	広域河川改修事業	平井川	豊後大野市朝地町大字朝地	再評価後5年	H2	H29	H35	H35	1,198	1,654	1,654	1.00	1.49	1.20	27年	1,086	66%	7年	568	計画延長L=7,700m築堤7,916m3,掘削74,991m3護岸7,341m2,構造物等14基	継続

【事後評価】土木建築部

(単位: 百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	採択年度	完成年度		終了後経過年	変動	評価年度		事業費(百万円)		最終の事業計画概要	対応方針(案)	
							当初	最終			再	前	当初	最終			再
(6)	河川課	交付金	総合流域防災事業	有田川	日田市大字有田	S46	S61	H23	2.56	5	—	H20	930	3,944	4.24	築堤: 12,600m3 掘削: 129,000m3 護岸 17,500m2 堰改築: 8基	評価の完了

【事前評価】土木建築部

(単位: 百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	全体計画			評価結果		対応方針(案)
						事業期間	事業費	事業概要	総合評価	ランク	
(7)	道路保全課	交付金	交通安全事業	国道326号(小坂工区)	豊後大野市三重町小坂	9年	1,560	L=960m(現道拡幅)W=6.5(15.5)m自転車歩行者道W=3.0m(両側設置)	—	—	事業実施

第40回（平成28年度第1回）大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

【再評価】農林水産部

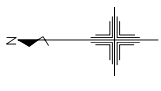
(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度		事業費		増減率		B/C		H28迄		H29以降		最終の事業計画概要	対応方針(案)		
								当初	最終	当初	最終	最終/前回	最終/前回	前回	今回	年	年	進捗率	事業費			年	事業費
(8)	林務管理課	交付金	農山漁村地域整備交付金事業	吉四六線	白杵市野津町大字白岩	再評価後5年	H5	H25	H29	H34	2,082	1,968	2,322	1.18	1.0	1.1	24年	1,726	74%	6年	596	林道開設 延長L=8,948m 幅員W=4.0~5.0m	継続

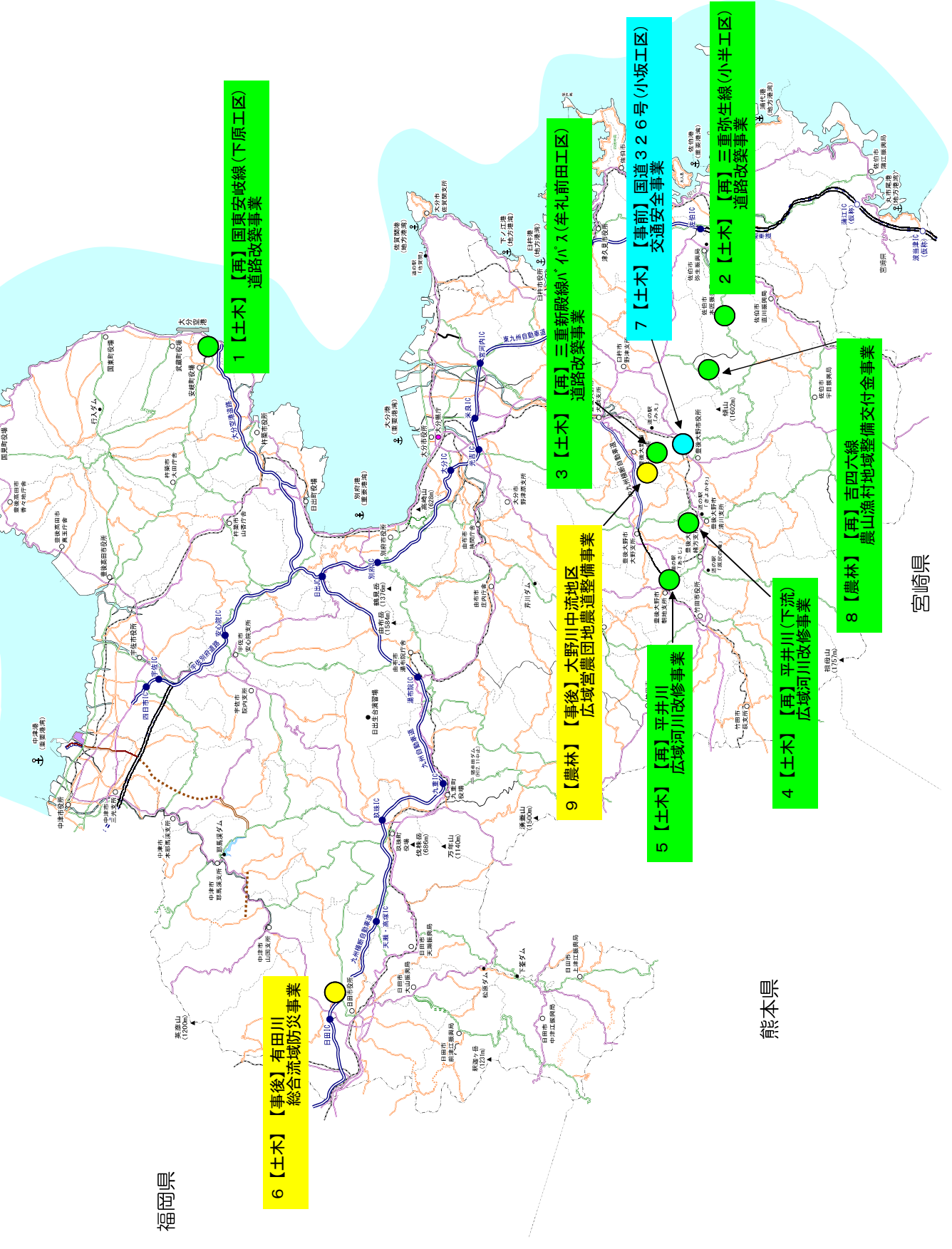
【事後評価】農林水産部

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	採択年度	完成年度		変動	完了後経過年	評価年度		事業費(百万円)		最終の事業計画概要	対応方針(案)	
							当初	最終			当初	最終	再	再			当初
(9)	農村基盤整備課	補助	広域営農団地農道整備事業	大野川中流地区	豊後大野市千歳町新殿～緒方町大石	S55	H18	H23	1.19	5年	-	H18(部内再評価)	9,540	15,660	1.64	農道工 L=28,760m	評価の完了



第40回（平成28年度第1回）
大分県事業評価監視委員会 対象事業箇所図



再評価書

様式2-1

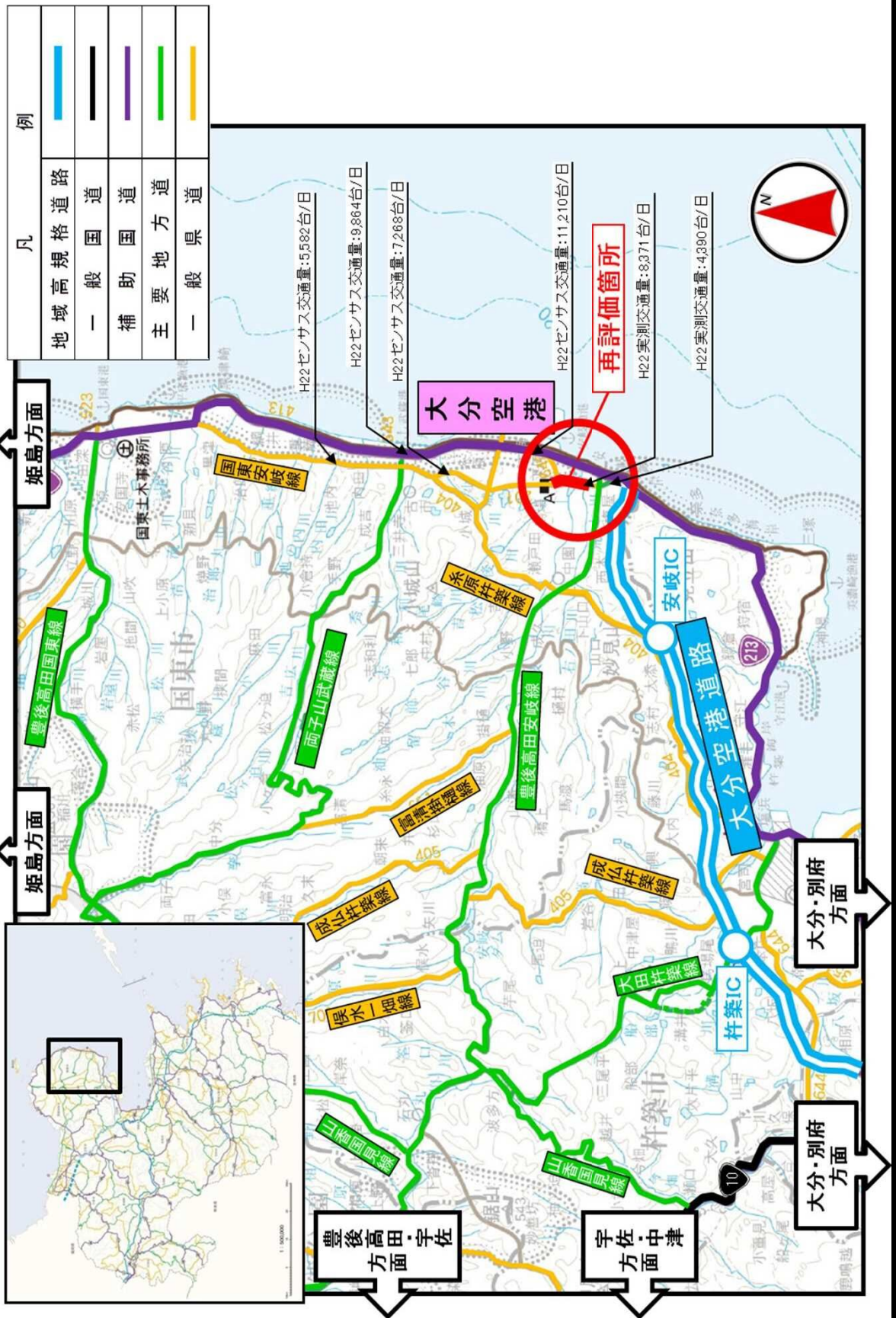
事業名・路線河川港地区名等		道路改築事業		一般県道国東安岐線																																																																								
所在地・工区名		国東市安岐町下原		(下原工区)																																																																								
事業の目的		・老朽構造物の更新による道路ネットワーク強化及び歩道整備による通学路の安全を図る。																																																																										
再評価基準		・用地取得前																																																																										
未着工・未完了の理由		・H25年度に新規事業評価を受け、H26年度から測量、設計等に着手しており、H28年度より用地取得に着手する計画である。																																																																										
事業採択年度		採択年度：平成26年度		着工年度：(未着工)																																																																								
事業実施予定期間		当初：平成26年度～平成33年度		変更：平成26年度～平成33年度																																																																								
事業の概要	全体事業概要	計画概要																																																																										
		【計画延長・幅員】 L=800m(現拓)・W=6.0m(9.50～9.75m)																																																																										
		【道路区分】 第3種3級【設計速度】 V=50km/h【計画交通量】 7,800台/日(H42)																																																																										
		【重要構造物】 橋梁2橋(港橋L=94m 塩屋橋L=55m)																																																																										
			当初計画		第1回変更(H28年)																																																																							
		計画期間	H26～H33		H26～H33																																																																							
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)																																																																						
		道路工	650m	150	650m	150																																																																						
		橋梁工	2橋	1,430	2橋	1,520																																																																						
		用地補償費	1式	560	1式	560																																																																						
測量試験費	1式	160	1式	170																																																																								
	計	2,300		2,400																																																																								
変更内容・理由		・地質調査結果により橋梁下部工において、支持層の変更が生じ基礎工形式の変更、杭長が増大となった。また仮設工においても、矢板の根入れ長に変更が生じた。																																																																										
事業進捗の状況		・平成27年度末の事業進捗率は7%(事業費ベース)となっている。																																																																										
事業費の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>年度事業費</th> <th>累計事業費</th> <th colspan="2">工種</th> <th>進捗率%</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体(変更)</td> <td>2,400</td> <td>単位:百万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>107</td> <td>107</td> <td>測量</td> <td>設計</td> <td>4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>59</td> <td>166</td> <td>設計</td> <td>調査</td> <td>7%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>269</td> <td>435</td> <td>用地補償</td> <td>調査</td> <td>18%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>450</td> <td>885</td> <td colspan="2">迂回路</td> <td>37%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>440</td> <td>1,325</td> <td>橋梁下部工</td> <td>用地補償</td> <td>55%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>525</td> <td>1,850</td> <td>橋梁上部工</td> <td>橋梁上部工</td> <td>77%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H32</td> <td>450</td> <td>2,300</td> <td>橋梁上部工</td> <td>道路改良</td> <td>96%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H33</td> <td>100</td> <td>2,400</td> <td colspan="2">道路改良</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						事業年度	年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%	摘要	全体(変更)	2,400	単位:百万円					H26	107	107	測量	設計	4%		H27	59	166	設計	調査	7%		H28	269	435	用地補償	調査	18%		H29	450	885	迂回路		37%		H30	440	1,325	橋梁下部工	用地補償	55%		H31	525	1,850	橋梁上部工	橋梁上部工	77%		H32	450	2,300	橋梁上部工	道路改良	96%		H33	100	2,400	道路改良		100%	
	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%	摘要																																																																					
	全体(変更)	2,400	単位:百万円																																																																									
	H26	107	107	測量	設計	4%																																																																						
	H27	59	166	設計	調査	7%																																																																						
	H28	269	435	用地補償	調査	18%																																																																						
	H29	450	885	迂回路		37%																																																																						
	H30	440	1,325	橋梁下部工	用地補償	55%																																																																						
	H31	525	1,850	橋梁上部工	橋梁上部工	77%																																																																						
	H32	450	2,300	橋梁上部工	道路改良	96%																																																																						
	H33	100	2,400	道路改良		100%																																																																						

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<p>◆道路状況については下記のとおりであり、前回評価時からの変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国東安岐線は国東市中心部と国東市安岐町を結び、国道213号と併行する路線である。本区間周辺には安岐小学校があり通学路指定されているほか、病院や大分キャンパスが立地しており、周辺企業の通勤路として利用されている地域の生活道路である。 ・前回評価(H22実測:交通量8,371台/日、H25実測:歩行者137人/12時間、自転車91台/12時間)→今回変更なし 		
	地元情勢の変化	<p>◆地元情勢については下記のとおりであり、前回評価時からの大幅な変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元や関係市からの要望も前回評価時から引き続き強く、事業実施への理解、協力は得られている。 ・H25～H28 国東市長 → 県議会(土木建築委員会) 要望書提出 ・H25.3 地元(国東安岐線整備検討懇談会)→県 事業進捗要望 		
事業の必要性	必要性・緊急性	<p>◆現状の必要性については下記のとおりであり、前回評価時からの変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港橋及び塩屋橋が架設後77年、80年経過しており、塩害等により損傷しているため対策が必要。 ・既存橋脚が港橋5本、塩屋橋は6本あり、河川の阻害率が河川管理施設等構造令等の基準値を満たしていないため治水上の対策が必要。 ・歩道未整備のため、児童の通学及び歩行者の通行に支障があり、車両との接触の危険性があるため対策が必要。 		
	整備効果	<p>◆整備効果については下記のとおりであり、前回評価時からの変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化構造物の更新による道路ネットワークの強化 ・安全な歩行・通学路空間の確保 ・安全性、快適性の向上 ・河川の流下能力向上 		
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H28 再評価時
			0.7	前回評価時の結果を適用
	費用便益の分析	<p>当初:総費用17.95億円、総便益1.16億円⇒B/C=0.7 今回:費用便益分析は、「費用対効果分析実施判定表」の結果により実施していない。 費用便益費は前回評価時の数値(B/C=0.7)を適用している。</p>		
	工法の妥当性	<p>◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路構造については道路構造令を満足するものとなっている。 ・現道架替案、東西ルート案との比較検討により、現道拡幅案を選定している。 		
コスト縮減	<p>◆コスト縮減については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各橋梁において架替案と補修(延命化)拡幅案のほか工法比較を行い、最適な工法を選定している。 ・再生材などのリサイクル材の積極的に利用する計画である。 			
	環境等への配慮	<p>◆環境等への配慮については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場発生土については可能な限り現場内流用し、残土については他の公共工事へ流用する計画である。 		
事業実施環境	事業の実効性	<p>・整備計画推進のためH23年9月に国東安岐線整備懇談会が設立され、H25年3月に事業着手の要望を受けている。H26年6月に国東安岐線整備推進協議会が設立している。(前回評価時から変更なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27、28年度に地元説明会及び用地境界確認を行い、事業実施への同意は得られている。 ・事業実施に際し必要な河川法第24、26条については事前協議済みである。 		
	事業の成立性	<p>・上位計画である、「安心・活力・発展プラン2015」、「おおいた土木未来プラン2015」、「大分県中長期道路整備計画『おおいたの道構想2015』」に基づき事業実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法第十五条および二十九条に基づき、道路管理者として、安全かつ円滑な交通を確保する構造とすべく事業実施している。 		
	事業の特殊性	<p>◆事業の特殊性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川内工事については非出水期(11～5月)に制限される。 		
対応方針	対応方針案	<p>・継続</p>		
	理由	<p>・事業実施により、老朽構造物の更新による道路ネットワーク強化、歩道整備による安全な歩行・通学路空間の確保等の事業効果が得られることから、事業継続としたい。</p>		

事業箇所位置図



費用便益内訳書(費用対効果分析に係る項目は、前回(H25年)評価時点)

金額単位：千円

事業名	道路改良事業 一般県道国東安岐線 下原工区			
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H26～H83	道路建設費	完成2車線	2,081,000	
	維持管理費		76,000	
		合 計		2,157,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H34～H83	走行時間短縮便益		3,705,000	
	走行経費減少便益		-41,000	
	交通事故減少便益		-130,000	
		合 計		3,534,000
総費用額(C)	1,795,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	1,160,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率(B/C)	1,160,000 / 1,795,000 = 0.7			
(その他の整備効果)・・・貨幣化して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽構造物の更新による道路ネットワークの強化 ・安全な歩行・通学路空間の確保 ・安全性、快適性の向上 ・河川の流下能力向上 				

費用対効果分析実施判定票

年 度：平成28年度
担当課：道路建設課

事業名：道路改築事業 一般国道東安岐線 下原工区

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項目	判定	チェック欄
判断根拠		
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的	事業目的の変更がない	■
外的要因	地元情勢の変化がない	■
内的要因<費用便益分析関係>		
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2.~4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]	変更無し	■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]	事業費の増減が10%以内(事業費の増加率:9%) 前回事業費:2,300百万円 今回事業費:2,523百万円(内事務費123百万円)	■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]	変更無し	■
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている	直近3カ年の事業費:435百万円 435万円/3×1%=1.45百万円 分析費用:0百万円 交通量、事業費、事業期間ともに前回評価時の感度分析において下位ケースが基準値を上回っている。	■
前回評価で費用対効果分析を実施している		
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況 (前回評価からの変化点及び現状)		
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	老朽構造物の更新、歩道未整備による通学・歩行者への支障 (変更なし)		
		路線現況	道路線現況	■	■	平日交通量8371台/日 (H22実測)、歩行者通行量137人/12h (H25実測) (変更なし)		
事業実施の必要性	○事業の緊急性	緊急を要する現状の課題	緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況	■	■	道路幅員5.5m、歩道未設置 (変更なし)		
		集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	■	■	迂回が必要な場合は、国道213を通行し、4km、4分の迂回が必要。H9年浸水実績あり (変更なし)		
		交通事故発生状況	交通事故発生状況	■	■	死傷事故が10件/5年発生、事故率が81.8件/億台km (県管理路線平均53.2件/億台km)		
		通学路の指定状況	通学路の指定状況	■	■	法指定通学路及び近隣小学校の通学路に指定。児童約40人が当該区間を利用 (変更なし)		
		渋滞状況	渋滞状況	□	□			
		関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等	□	□			
		○整備効果	防災・減災対策に係る効果	防災・減災対策に係る効果	■	■	老朽橋梁2橋の更新及び避難場所アクセス道の整備により防災機能向上 (変更なし)	
		交通安全対策に係る効果	交通安全対策に係る効果	■	■	車道幅員の拡張、法指定通学路の歩道設置 (0.8km) による死傷事故対策、通学路の安全確保 (変更なし)		
		都市空間整備に係る効果	都市空間整備に係る効果	□	□			
		ネットワースト整備に係る効果	ネットワースト整備に係る効果	■	■	近隣の公共施設及び国東市民病院 (2外医療) のほか、主要幹線道路 (国道13号、大分空港道路) への地域ネットワークの整備によるアクセス向上 (変更なし)		
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用対効果分析 (B/C) 等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	B/C (前回) 0.7 (今回) 0.7 前回評価時の結果を適用		
		関係法令・技術基準等との適合	関係法令・技術基準等との適合状況	■	■	道路法、道路構造令、道路標示方等と適合した工法を採用 (変更なし)		
		○コスト削減	コスト削減	■	■	老朽構造物の架装業、補修 (延命) 案と比較し経済的な工法を選定 (変更なし)		
		○環境等への配慮	自然環境への配慮	■	■	建設発生土を他工事の盛土材に利用、コンクリート・砕石、アスファルトは再生資材を利用 (変更なし)		
		周辺住環境への配慮	周辺の住環境への配慮	□	□	地形変化による影響が小さい現道拡張計画としている (変更なし)		
		景観への配慮	周辺の景観への配慮	□	□			
		残土処理の状況	残土処理の状況	■	■	(前回) 発生土量300m3は、市内の他公共工事の盛土材に流用 (今回) 発生土量1900m3は、市内の他公共工事の盛土材に流用		
		文化財の保護	文化財の保護	■	■	埋蔵文化財調査を行い、関係機関と協議のうえ文化財の保護を図る (変更なし)		
		事業の妥当性	○事業の妥当性	地元要望、協力体制	地元要望、協力体制	■	■	H25年3月に国東安岐線整備協議会から要望書提出。平成26年6月に国東安岐線整備推進協議会が設立され事業促進要望、H25～H28に国東市長より要望書の提出あり (変更なし)
				市町村の協力体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	■	■	国東市が国東安岐線整備推進協議会の事務局を担うなど地元調整を積極的に図っている (変更なし)
用地取得の難易度	用地取得の難易度			■	■	H27～28年間に地元説明会及び用地境界線等を実施しており、事業進捗への同意を得られている (変更なし)		
法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項			■	■	道路法、河川法第24、26条に係る協議 (変更なし)		
上位計画等との関連	都市計画			□	□			
○事業の成立性	○事業の成立性			■	■	生活の安全・安心を高める道路整備 (老朽化対策) (変更なし)		
事業実施の難易度	事業実施の難易度			■	■	地域強靱化計画・同アカウンティングに位置付け (防災・老朽化対策) あり (変更なし)		
事業の根拠法令・採択要件	事業の根拠法令・採択要件			■	■	交通安全指定道路3号区間 (付近に安成小学校がある)、長寿命化計画に位置付けあり (変更なし)		
他事業との関連	他事業との関連			■	■	道路法第十五条及び二十九条に基づき事業を推進 (変更なし)		
事業実施の難易度	○事業の特殊性			工事の時期、期間の制限	工事の時期、期間の制限	■	■	社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 (変更なし)
		技術的難易度	技術的難易度	□	□			

* 評価項目 (小項目細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。
* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

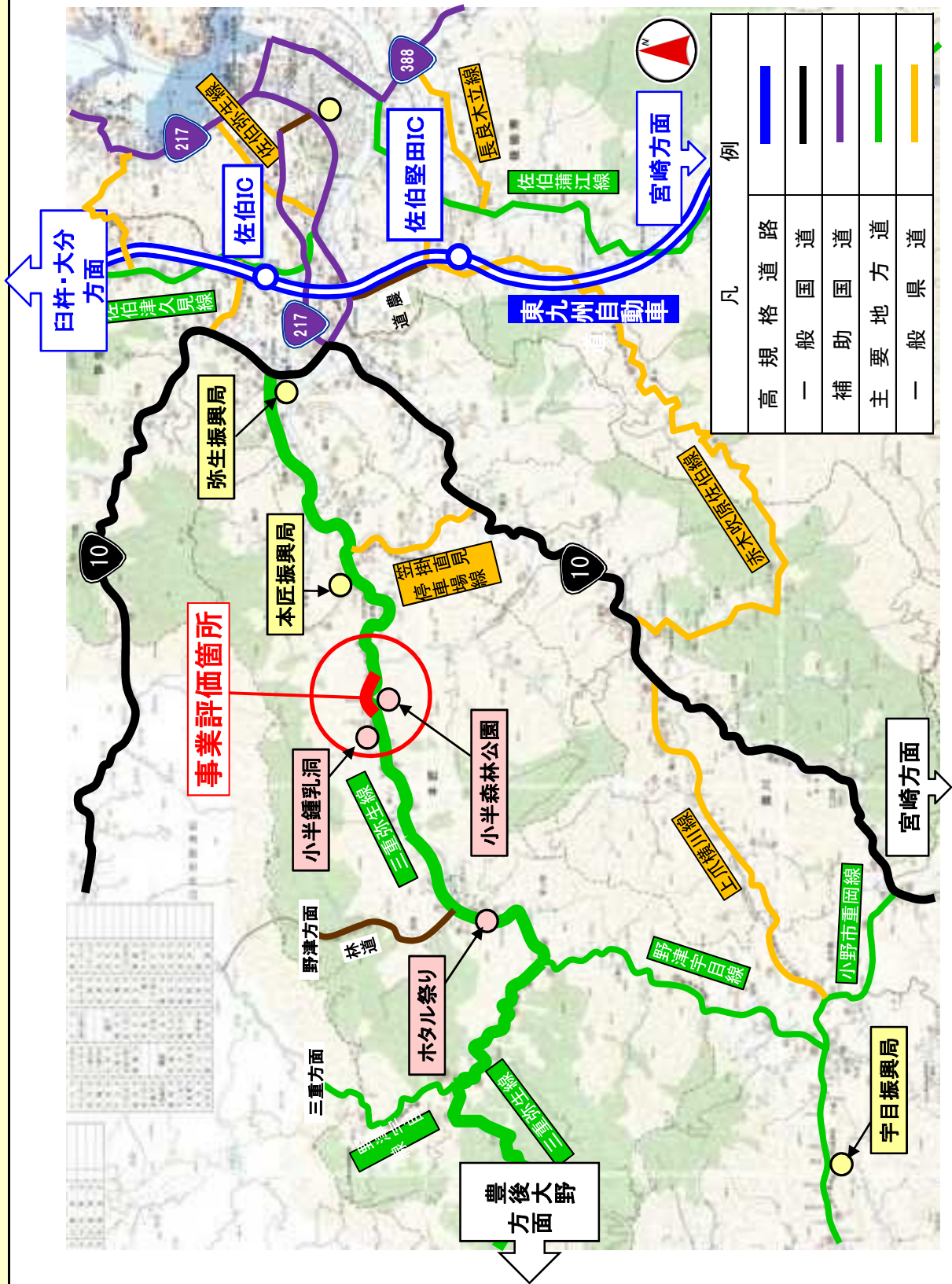
事業名・路線河川港地区名等		道路改築事業 ・ 主要地方道三重弥生線					
所在地・工区名		佐伯市本匠大字小半 (小半工区)					
事業の目的		・2車線のバイパス整備により生活道路の確保・交通アクセス向上・防災機能向上を図る。					
再評価基準		・用地取得前					
未着工・未完了の理由		・H25年度に新規事業評価を受け、H26年、H27年に測量(地形測量・用地測量)、設計(道路詳細設計・トンネル設計等)、調査(地質)等をおこなっており、H28年度より用地買収に着手する計画である。					
事業採択年度		採択年度: 平成26年度		着工年度: (未着工)			
事業実施予定期間		当初: 平成26年度～平成31年度		変更: 平成26年度～平成31年度			
事業の概要	計画概要	【延長・幅員】 L=480m(BP)、W=5.5(7.0)m 【道路区分】 第3種第4級 【設計速度】 V=40km/h 【計画交通量】 1,100台/日(H42) 【重要構造物】 (仮称)新仏座トンネル L=280m					
		当初計画		第1回変更(H28年)			
	計画期間	H26～H31		H26～H31			
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)		
	トンネル工	280m	1450	280m	1450		
	道路工	200m	300	200m	300		
	用地補償費	1式	50	1式	50		
	計		1,800		1,800		
	変更内容・理由	(変更なし)					
事業費の推移	事業進捗の状況	平成27年度末の事業進捗率は5%(事業費ベース)となっている。					
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要
	全体(当初)		1,800	単位:百万円			
	H26		64	64	測量設計・関係機関協議	4%	
	H27		32	96	設計・関係機関協議	5%	
	H28		7	103	設計・用地買収	6%	
	H29		570	673	改良工事・トンネル工事・用地買収	37%	
	H30		600	1,273	トンネル工事	71%	
	H31		527	1,800	改良工事・舗装工事・トンネル工事	100%	

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	道路状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<p>◆道路状況については下記のとおりであり、当初からの大幅な変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐伯市中心部と小半以西を結ぶ幹線道路であり、1日あたり約1,200台が通行している。 ・本路線周辺に小半鍾乳洞や小半森林公園(18,661人/年)などの観光施設があり、そのアクセスルートとしての唯一の路線である。また、一方で、生活、一次産業、救急活動など様々な社会・経済活動を支える役割も担っている。 ・緊急輸送道路に位置づけられた、防災活動上欠かすことのできない路線である。 		
	地元情勢の変化	<p>◆地元情勢については下記のとおりであり、当初からの大幅な変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元自治体、地域からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 H25～H28 佐伯市長 → 県議会(土木建築委員会) 要望書提出 		
事業の必要性	必要性・緊急性	<p>◆整備の必要性・緊急性については下記のとおりであり、当初からの変更はない。</p> <p>○現状の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設トンネルの側壁等の吹付面の剥離・浸食による劣化。(交通車両への危険度が贈大) ・既設トンネルによる、大型車両の通行困難。(高さ制限:3m、幅員狭小:4m) ・代替路が無い。(大幅な迂回路13km→40km、小半→佐伯市街地への所要時間が44分の増加) <p>○整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小半以西集落と佐伯市中心部を結ぶ生活道路の確保。 ・観光施設(小半鍾乳洞・小半森林公園等)へのアクセス向上。 ・緊急輸送道路としての機能確保・機能向上。 ・道路利用者の安全性、快適性の向上。 		
	整備効果	<p>◆整備効果については、下記のとおりであり、当初からの変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅員の改善(既設トンネル内幅員4.0m→7.0m) ・大型車両通行空間の確保による交通安全性の向上 ・交通安全性向上による、観光客の増加 		
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回 再評価時
			0.5	前回評価時の結果を適用
	費用便益の分析	<p>当初:総費用14.49億円、総便益7.01億円⇒B/C=0.5 今回:費用便益分析は、「費用対効果分析実施判定表」の結果により実施していない。 費用便益費は前回評価時の数値(B/C=0.5)を適用している。</p>		
	工法の妥当性	<p>◆工法の妥当性については、当初からの変更はない。 第3種4級とし、道路構造令に準拠した設計としている。 新規事業採択時に小半森林公園側のバイパス案と比較して今回のルート案を採用している。</p>		
	コスト縮減	<p>◆コスト縮減については、当初からの変更はない。 新規事業採択時に小半森林公園側のバイパス案と比較して経済的となるルート案を採用することで、コスト縮減を図っている。</p>		
環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ホウライクジャクの生息地であるためその生息環境への配慮を要する。 ・残土処理地は他の公共工事への流用を予定 			
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・H18年に三重弥生期会が設立されており、H26年・H28年に事業実施に対する強い要望を受けている。 ・H25～28年度の間に3回の地元説明会及びH28年6月に用地境界確認を行っており、事業実施への理解及び概ねの協力は得られている。 		
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画である、「安心・活力・発展プラン2015」、「おおいた土木未来プラン2015」、「大分県長期道路整備計画『おおいたの道構想2015』」に基づき事業実施している。 ・道路法第十五条および二十九条に基づき、道路管理者として、安全かつ円滑な交通を確保する構造とするべく事業実施している。 		
	事業の特殊性	<p>◆事業の特殊性については、当初からの変更はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起点側の法面掘削が長大法面となり現道交通を確保した上での工事となるため、工事期間中の安全対策を要する。 		
対応方針	対応方針案	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 		
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施により観光アクセス向上、交通安全性向上、防災活動支援等の効果が得られることから、事業継続としたい。 		

事業箇所位置図



費用便益内訳書(費用対効果分析に係る項目は、前回(H25年)評価時点)

金額単位：千円

事業名	道路改築事業 主要地方道 三重弥生線 小半工区		
総費用(A)	評価項目	事業費	備考
投資期間 H26~H82	道路建設費	1,714,000	
	維持管理費	50,000	
		合計	1,764,000
総便益	評価項目	便益額	備考
測定期間 H33~H82	走行時間短縮便益	1,852,000	
	走行経費減少便益	111,000	
	交通事故減少便益	27,000	
		合計	1,990,000
総費用額(C)	1,449,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計	
総便益額(B)	701,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計	
費用便益比(B/C)	701,000 / 1,449,000 = 0.5		
<p>(その他の整備効果)…貨幣化して便益額を算出した項目以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小半以西集落と佐伯市中心部を結ぶ生活道路の確保 (既設トンネル内制限高さ:3.0m、既設トンネル内幅員:4.0m 等の解消) ・観光施設等へのアクセス向上 (H27利用者数(小半森林公園):18,661人/年) (H26入洞者数(小半鍾乳洞) : 4,697人/年) ・緊急輸送道路の防災機能の向上 (トンネル崩落の危険性等の回避) 			

費用対効果分析実施判定票

年 度：平成28年度

事業名：道路改築事業 主要地方道三重弥生線 小半工区

担当課：道路建設課

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項目	判定
判断根拠	
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合	
事業目的	事業目的の変更がない ■
外的要因	地元情勢の変化がない ■
内的要因<費用便益分析関係>	
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2.~4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する	
1. 費用便益分析マニユアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない ■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]	変更無し ■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]	事業費の増加が10%以内(事業費の増加率:4.5%) 前回事業費:1,800百万円 今回事業費:1,882百万円(内事務費82百万円) 変更無し ■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]	変更無し ■
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合	
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている	
直近3カ年の事業費:103百万円 103百万円/3×1%=0.34百万円 分析費用:0百万円 交通量、事業費、事業期間ともに前回評価時の感度分析において下位ケースが基準値を上回っている。	
前回評価で費用対効果分析を実施している	
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。	

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況 (前回平面からの変化点及び現状)
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主な理由	現状の問題から事業が必要な主な理由	■	■	道路利用者の安全性・快適性の向上、及び幅員狭小の解消等による走行環境の改善 (変更なし)
			路線現況	■	■	(前回) 平日交通量1209台/日 (H23.9実績) (今回) 平日交通量1209台/日 (H23.9実績) (変更なし)
			道路幾何構造	■	■	道路幅員5.7(0)m、既設トンネル幅員4.0m・高さ3.0mと狭小 (変更なし) 縦3種4線、総斜度40‰/m (変更なし)
			緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況	■	■	2次ネットワーク指定有り、優先啓開ルート指定有り (変更なし)
			集落の孤立化の恐れ及び代替道路の確保状況	■	■	災害時集落が孤立化する恐れがある (迂回路の有無、孤立集落数・世帯数など記載) (変更なし) 迂回が必要な場合は、国道10号を迂回し、40km、63分の迂回が必要 (変更なし)
			交通事故発生状況	□	□	
			通学路の指定状況	□	□	
			法務状況	□	□	
			関連事業との進捗調整等	□	□	
			○整備効果			
事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析	費用対効果分析 (B/C) 等	■	■	B/C (前回) 0.5 (今回) 0.5 前回評価時の結果を適用	
		関係法令・技術基準等との適合	■	■	道路法、道路構造令、道路標示方に適合した工法を採用 (変更なし)	
		事業効果及び経済性における格差の検討状況	■	■	対岸パハンス家、トンネル案の2案比較を行い、最も経済的なルートを選定 (変更なし)	
		コスト削減	■	■	切盛パハンスによりコスト削減を図る (変更なし) コンクリート・砕石は再生資材を利用 (変更なし)	
		○環境等への配慮	自然環境への配慮	■	■	(前回) 地形変化による影響が小さい計画としている (変更なし)
		周辺の住環境への配慮	■	■	(今回) 地形変化による影響が小さい計画としている (変更なし)	
		景観への配慮	■	■	低騒音・低振動型の建設機材を使用する (変更なし)	
		残土処理の状況	■	■	(前回) 発生土量V=32,000m ³ のうち、2,000m ³ を現場内流用。残りは公共事業への流用 (変更なし) (今回) 発生土量V=32,000m ³ のうち、2,000m ³ を現場内流用。残りは公共事業への流用 (変更なし)	
		○事業の実効性	文化財の保護	■	■	
		○事業の成立性	地元要望・協力体制	■	■	H28年5月、佐伯市長から要望書提出あり (変更なし)
事業 実施環境	○事業の成立性	市町村の協力体制	■	■	旧道処理第3号協議中である。佐伯市に事業の地元窓口があり、地元調整を積極的に行っている (変更なし)	
		用地取得の難易度	■	■	事業実施に対する要望も強く、事業実施への理解、轄内の協力は得られている (変更なし)	
		法令等に基づく調整事項	■	■		
		都市計画	■	■		
		上位計画等との関連	■	■	県土の発展を支える道路整備 (地域ネットワークの整備) (変更なし) 小半公民館を避難施設に指定 (変更なし)、地域強靱化計画・同アクションプランに位置付けあり (変更なし)	
		事業の根拠法令・採択要件	■	■	道路法第15条及び29条に基づき事業を実施 (変更なし)	
		他事業との関連	■	■	社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 (変更なし) 同路線他工区事業を実施中であり、連携を図り供用区間の連続性を図る (変更なし)	
		施工時期、期間の制限	■	■		
		技術的難易度	■	■	トンネル施工に際して、工事用道路や施工工場の確保が求められる	

* 評価項目 (小項目細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

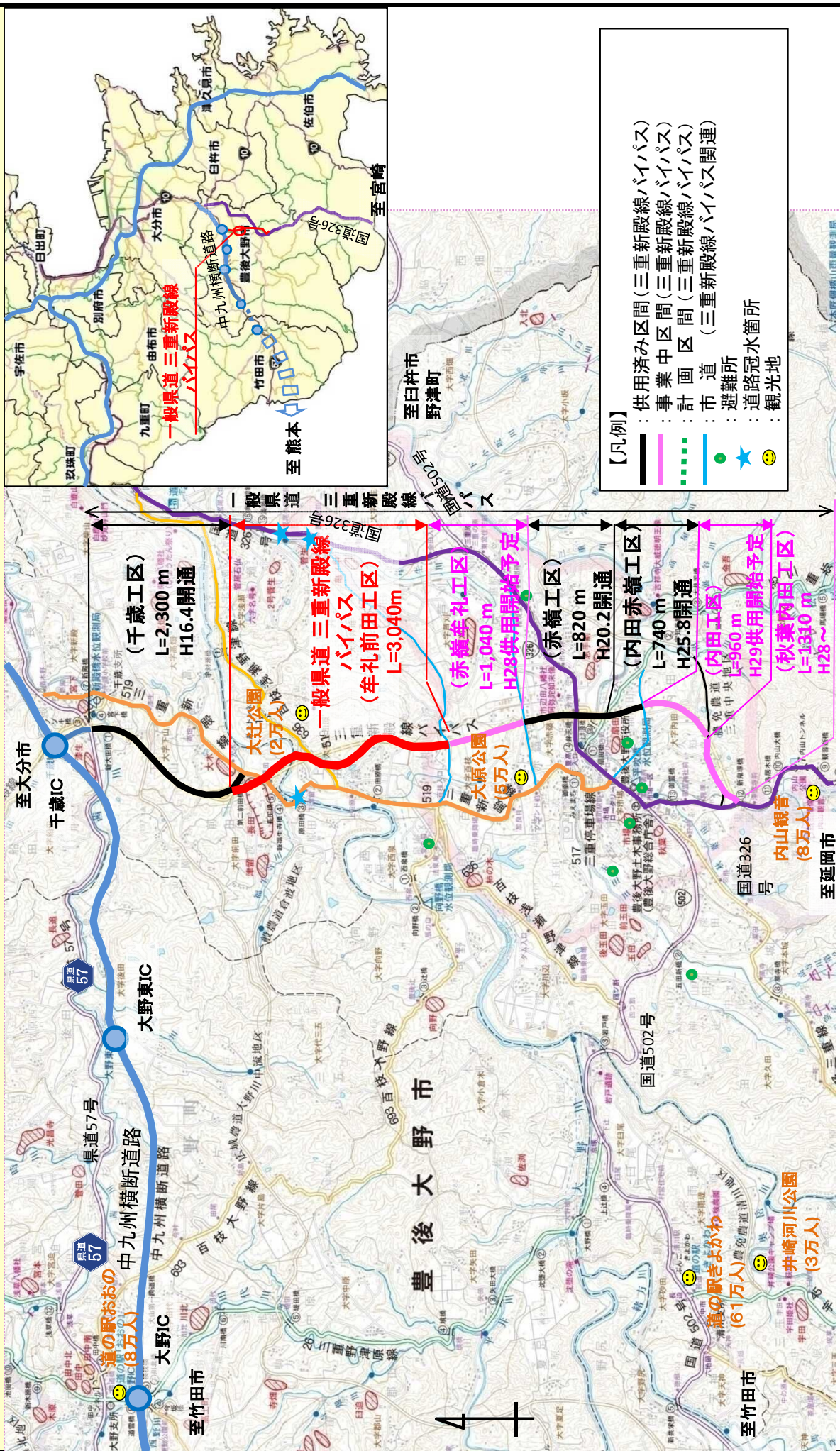
事業名・路線河川港地区名等		道路改築事業 ・ 一般県道 三重新殿線バイパス					
所在地・工区名		豊後大野市三重町百枝～同市千歳町前田 (牟礼前田工区)					
事業の目的		・2車線のバイパス整備により通行時間の短縮を図る。					
再評価基準		・用地取得前					
未着工・未完了の理由		・H25年度に新規事業評価を受け、H26年度から測量、設計等に着手しており、H28年度より用地取得に着手する計画である。					
事業採択年度		採択年度： 平成26年度		着工年度： (未着工)			
事業実施予定期間		当初： 平成26年度～平成32年度		変更： 平成26年度～平成32年度			
事業の概要	計画概要	【延長・幅員】 L=3,040m(BP)、W=6.5(10.25)m 【道路区分】 第3種第2級 【設計速度】 V=60km/h 【計画交通量】 11,200台/日(H42) 【重要構造物】 橋梁2橋(L=225m、30m)					
		当初計画		第1回変更(H28年)			
	計画期間	H26～H32		H26～H32			
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)		
	道路工	2785m	2,170	2785m	2,170		
	橋梁工	255m	1,260	255m	1,260		
	用地補償費	1式	250	1式	250		
	測定等	1式	400	1式	400		
	計		4,080		4,080		
	変更内容・理由	(変更なし)					
事業費の推移	事業進捗の状況	・平成27年度末の事業進捗率は7%(事業費ベース)となっている。					
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要
	全体(当初)	4,080					
	H26	82	82	測量設計・関係機関協議	2%		
	H27	214	296	測量設計・関係機関協議	7%		
	H28	110	406	用地買収・設計	10%		
	H29	674	1,080	用地買収・設計・改良工事・橋梁工事	26%		
	H30	1,000	2,080	用地買収・改良工事・橋梁工事	51%		
	H31	1,000	3,080	改良工事・橋梁工事	75%		
	H32	1,000	4,080	改良工事・橋梁工事	100%		

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	◆社会情勢の変化については、当初からの変更はない。 前回評価(H22センサス: 交通量9386台/日、H25実測: 歩行者76人/12時間)		
	地元情勢の変化	◆地元情勢の変化について、当初からの大幅な変更はない。 地元や関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 H26.5、H27.6、H28.5(予定) 豊後大野市→県議会 事業進捗要望 H26.9、H27.10 地元期成会→県 事業進捗要望 H27.3 期成会内に、地元調整を目的とした建設委員会(委員等7名)発足		
事業の必要性	必要性・緊急性	◆H28年度に赤嶺牟礼工区、H29年度に内田工区が開通予定で、事業効果発現のため、本工区のさらなる事業推進が必要である。 ・中九州横断道路(千歳IC)と豊後大野市中心部を結ぶ幹線道路 ・旧三重町と旧千歳村の中心部間を結ぶ緊急輸送道路であり、国道326号を補完 ・千歳ICの開通後、国道326号からの交通転換により、交通量が増加 ・三重新殿線バイパス事業を実施中(全長: 約10km、供用済み: 約3.9km、事業中: 約3.3km) →新たに「秋葉内田工区L=1.3km」をH28～新規事業化 →事業中約6.3kmのうち、L=1.0kmをH28年度供用開始予定(赤嶺牟礼)。 更にL=1.0kmをH29年度供用開始予定(内田)		
	整備効果	◆整備効果については、当初から変更はない。 ・広域ネットワークの構築による物流効率化や観光活性化等地域産業の支援、大分市内の高次救急医療施設への時間短縮等救急医療活動の支援 ・通過交通の排除による歩行者等の安全性の向上 ・バイパス整備による防災性の向上(冠水箇所の回避が可能) ・更なる交通の転換による国道326号の渋滞緩和		
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回 再評価時
			3.3	前回評価時の結果を適用
	費用便益の分析	当初: 総費用34.76億円、総便益113.59億円⇒B/C=3.3 今回: 費用便益分析は、「費用対効果分析実施判定表」の結果により実施していない。 費用便益費は前回評価時の数値(B/C=3.3)を適用している。		
	工法の妥当性	◆工法の妥当性については、当初からの変更はない。 現道拡幅案、バイパス案(2種類)の3案比較を行い、最も経済的なルートを選定(変更なし)		
	コスト縮減	◆コスト縮減については、当初からの変更はない。 切盛バランスをとり発生土は可能な限り現場内流用に努め、再生材を積極的に利用する。		
環境等への配慮	◆環境等への配慮については、当初からの変更はない。 ・切土法面は、周辺環境に配慮した緑化に努める。(変更なし)			
事業実施環境	事業の実効性	◆事業の実効性については、当初からの変更はない。 ・毎年度期成会より要望書が提出されるなど、地元要望は強い。また期成会内に地元調整を目的とした建設委員会が設置され、設計時の地元意見聴取や用地測量時の調整などサポート体制が整っている。 ・市建設課も建設委員会との協議等に参加するなど、積極的に関わっており、協力体制は整っている。 ・用地測量境界立会時に、事業計画の説明を行ったが、事業反対者は居なかった。		
	事業の成立性	◆事業の成立性については、当初からの変更はない。 ・上位計画である、「安心・活力・発展プラン2015」、「おおいの土木未来プラン2015」、「大分県長期道路整備計画『おおいの道構想2015』」に基づき事業実施している。 ・道路法第十五条及び第二十九条に基づき実施。 ・同路線他工区(赤嶺牟礼工区、内田工区)が、H28年度～H29年度に順次供用開始予定である。		
	事業の特殊性	◆事業の特殊性については、当初からの変更はない。 ・極力、構造物を設けないうルート選定しており、構造物は、必要最小限。 ・大野川渡河橋は、約225mの長大橋である。		
対応方針	対応方針案	・継続		
	理由	・事業実施に伴い、中九州横断道路と豊後大野市中心部を結ぶBPが完成し、大きな事業効果があることから、事業継続としたい。		

事業箇所位置図



費用便益内訳書(費用対効果分析に係る項目は、前回(H25年)評価時点)

金額単位：千円

事業名 道路改築事業 一般国道三重新殿線バイパス 牟礼前田工区				
総費用(A) 投資期間 H26～H82	施設名	整備規模	事業費	備考
	道路建設費	暫定2車線	4,077,000	
	維持管理費		290,000	
		合 計		4,367,000
総便益 測定期間 H33～H82	評価項目		便益額	備考
	走行時間短縮便益		26,623,000	
	走行経費短縮便益		4,486,000	
	交通事故減少便益		2,343,000	
		合 計	33,452,000	割引前の総便益
総費用額(C)	3476000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	11359000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率(B/C)	11,359,000 / 3,476,000 = 3.3			
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<ul style="list-style-type: none"> ・広域ネットワークの構築による 物流効率化や観光活性化等地域産業の支援、 大分市内の高次救急医療施設への時間短縮等救急医療活動の支援 ・現道の交通減少による歩行者等の安全性の向上 ・バイパス整備による防災性の向上 				

費用対効果分析実施判定票

年 度：平成28年度

事業名：道路改築事業 一般県道三重新殿バイパス 牟礼前田工区

担当課：道路建設課

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項目	判定	チェック欄
判断根拠		
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的	事業目的の変更がない	■
外的要因	地元情勢の変化がない	■
内的要因<費用便益分析関係>		
※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2.~4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	B/Cの算定方法に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]	変更無し	■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]	事業費の増加が10%以内(事業費の増加率:4%) 前回事業費:4,080百万円 今回事業費:4,241百万円(内事務費161百万円)	■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]	変更無し	■
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている	直近3カ年の事業費:406百万円 406万円/3×1%=1.35百万円 分析費用:0百万円 交通量、事業費、事業期間ともに前回評価時の感度分析において下位ケースが基準値を上回っている。	■
前回評価で費用対効果分析を実施している		
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の詳細	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	交通容量不足及び幅員狭小・線形不良の解消等による走行環境の改善（変更なし） 平日交通量3366台/日（H27センサ）、歩行者通行量76人/12h（H25実測）（変更なし）	
		緊急を要する現状の課題	緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況	■	■	道路幅員5.5(9.8)m、歩道1.5~2.3mで路肩幅0.5~1.5mと狭小（変更なし） 曲線半径100m（基準R>150m）、縦断勾配7.2%（基準<5%） 2次ネットワーク、啓開ルート。（変更なし）	
		緊急性を要する現状の課題	集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	■	■	大野川を遡河する原田橋が漏水した場合、市道高畑細長線、県道百枝津瀬野津線を通行し、8.9km、23分の迂回が必要。また、平生する国道326号も過去、冠水による通行止めが発生している。（変更なし）	
		関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等	■	■	交通事故発生状況 通学路の指定状況 渋滞状況	
		○整備効果	○整備効果	関連事業への影響 防災・減災対策に係る効果 交通安全対策に係る効果 都市空間整備に係る効果 ソーリスム支援に係る効果	■	■	死傷事故が555件/5年発生、死傷事故件数が121件/年・km（県管理路線平均0.73件/年・km） 法指定通学路及び自校小中学校の通学路に指定、児童54人が当該区間を利用、通学路交通安全プログラムに記載（変更なし） 主要渋滞箇所指定（R3三重町駅前踏切交差点、市場ロータリー交差点においてピーク時に渋滞が発生）（変更なし）
		○費用対効果分析	○費用対効果分析（B/C）等	費用便益分析（B/C）等 場合の理由と評価の考え方	■	■	雨水排水所回線でき防犯性が向上（変更なし） 通学路の安全確保（変更なし） 通学路の安全確保（変更なし）
		○工法の妥当性	○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合 関係法令や技術基準等への適合状況 積算の検討	■	■	主要な観光地間を周遊する道路、主要な観光地へのアクセス道路が改善（変更なし）
		○コスト削減	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策 地域材、建設副産物の有効利用	■	■	中九州横断道路（牛鹿IC）と豊後大野市中心部を結び宮崎県延岡市への結ぐ広域ネットワークの整備により流入人口の増加。交通量が11千台/日を超える（変更なし）
		○環境等への配慮	○環境等への配慮	自然環境への配慮 周辺の住環境への配慮 景観への配慮 集土処理の状況 文化財の保護	■	■	切盛バランスによりコスト削減を図る（変更なし）
		事業実施 の 妥当性	○事業の実効性	地元要望、協力体制	地元要望、協力体制	■	■
市町村の協力体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制			■	■	H26年9月、H27年10月に期成会から要望書提出あり。期成会内に建設委員会の設置（H27.3） 旧通学路2号協議を終了している。豊後大野市に事業の窓口があり、地元調整を積極的に行っている（変更なし）	
用地取得の難易度	地権者の同意、事業への理解の状況			■	■	地元は協力的で、期成会内に建設委員会が組織され、円滑な事業進捗が図れる体制が整っている。（変更なし） 県環境配慮推進要綱に係る協議・手続きを県環境部局と調整（変更なし） 豊後大野市景観計画に定める協議・手続きを豊後大野市景観担当部局と調整（変更なし）	
法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項			■	■	都市計画決定（起点～約390m）されている。豊後大野市都市計画マスタープラン等に位置づけられた路線（変更なし）	
○事業の成立性	○事業の成立性			都市計画 上位計画等との関連	■	■	県土の発展を支える道路整備（地域ネットワークの整備）（変更なし） 豊後大野市地域防災計画 避難路に指定（全線）（変更なし） 交通安全指定道路3号該当区間（付近に百枝小学校がある）（変更なし） 道路法第15条及び29条に基づき事業を実施（変更なし） 社会資本整備総合交付金交付要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合（変更なし）
○事業の特殊性	○事業の特殊性			施工時期・期間の制限 技術的難易度	■	■	河川に係わる橋梁下新工は非出水期施工（変更なし） 長大橋梁の施工に際して、工事用道路や施工ヤードの確保が求められる。
○事業の実効性	○事業の実効性			地元要望、協力体制 市町村の協力体制 用地取得の難易度 法令等に基づく調整事項	■	■	発生主費21,300m3は、補填用内消用を占める（変更なし） 理数文化財調査を行い、関係機関と協議のうえ文化財の保護を図る。（変更なし） H26年9月、H27年10月に期成会から要望書提出あり。期成会内に建設委員会の設置（H27.3） 旧通学路2号協議を終了している。豊後大野市に事業の窓口があり、地元調整を積極的に行っている（変更なし） 地元は協力的で、期成会内に建設委員会が組織され、円滑な事業進捗が図れる体制が整っている。（変更なし） 県環境配慮推進要綱に係る協議・手続きを県環境部局と調整（変更なし） 豊後大野市景観計画に定める協議・手続きを豊後大野市景観担当部局と調整（変更なし）
○事業の成立性	○事業の成立性			都市計画 上位計画等との関連	■	■	都市計画決定（起点～約390m）されている。豊後大野市都市計画マスタープラン等に位置づけられた路線（変更なし）
○事業の特殊性	○事業の特殊性			施工時期・期間の制限 技術的難易度	■	■	河川に係わる橋梁下新工は非出水期施工（変更なし） 長大橋梁の施工に際して、工事用道路や施工ヤードの確保が求められる。

* 評価項目（小項目）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

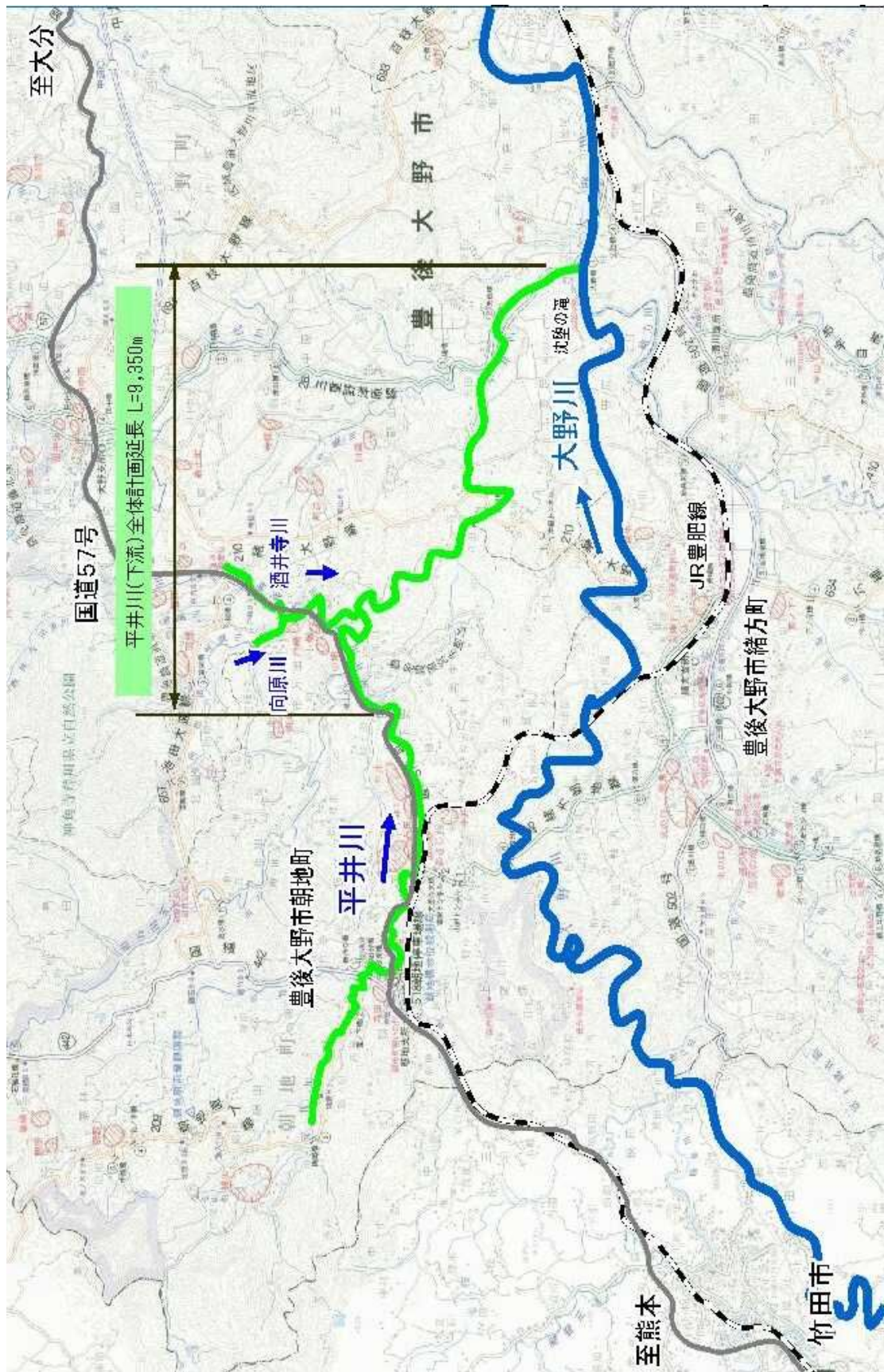
事業名・路線河川港地区名等		広域河川改修事業		一級河川 <small>おおのがわ</small> 大野川 水系 <small>ひらいがわ</small> 平井川（下流）			
所在地・工区名		<small>おおのまち</small> 豊後大野市 <small>やだ</small> 大野町 矢田					
事業の目的		<p>平井川の下流区間約9kmは、旧建設省の直轄管理区間であり、大野川水系の洪水調節や水利用を目的とした矢田ダムの水没予定地であった。このため、河川改修及び道路改良事業は未実施の状況であり、平成2年と平成5年に相次いで出水が発生し、家屋の床上浸水をはじめとする甚大な浸水被害が発生した。しかし、平成12年に矢田ダムの建設中止になり、平成14年度から改修事業が採択されたが、未改修箇所が多く、浸水原因の解消が図られていないため、今後も依然として浸水被害が発生する可能性がある。矢田ダム建設問題で遅れていた河川改修の早期実現を目的として浸水被害の著しい家屋密集区間を優先して改修を行い、家屋や田畑への浸水を防止し、民政の安定を図る。</p>					
再評価基準		再評価後5年未完成					
未着工・未完了の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・事業延長が本川、支川を合わせ約9kmと長く事業規模が大きいため。 ・補助事業の予算規模縮小に伴う事業期間の延伸。 					
事業採択年度		採択年度：平成14年度		着工年度：平成14年度			
事業実施予定期間		当初：平成14年度～平成24年度		最終変更：平成14年度～平成35年度			
事業の概要	計画概要		延長L=9,350m、築堤53,650m ³ 、掘削163,570m ³ 、護岸、13,140m ² 、構造物等6基				
		当初計画	第1回変更（H23年）		今回（H28年）（変更無し）		
	計画期間	H14～H24		H14～H35		H14～H35	
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	築堤	129,375m ³	82	53,560m ³	95	53,560m ³	95
	掘削	140,425m ³	188	163,570m ³	550	163,570m ³	550
	護岸	23,900m ²	359	13,140m ²	283	13,140m ²	283
	構造物等	20基	811	6基	617	6基	617
	用地・測試等	1式	851	1式	964	1式	964
	計		2,290		2,508		2,508
変更内容・理由		変更なし					
事業費の推移	事業進捗の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末事業進捗率は67%であり、平成27年度末の用地進捗率は約70%となっている（事業費ベース） ・平成27年度末までに津留・両家工区、戸崎工区が完成し、現在矢田工区に着手している。 				
	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%	摘要
	全体(当初)	2,290					
	全体(最終)	2,508					
	H22年度まで	1,107	1,107	築堤・護岸・堰・用地・測試等		44%	
	H23	102	1,209	橋梁上下部工・用補・測試等		48%	
	H24	160	1,369	橋梁上下部工・護岸・用補・測試等		55%	
	H25	118	1,487	築堤・護岸・掘削・測試等		59%	
	H26	95	1,582	築堤・護岸・掘削・測試等		63%	
	H27	106	1,688	掘削・護岸・補償・測試等		67%	
	H28	56	1,744	築堤・護岸・構造物・用補・測試等		70%	
	H29	72	1,816	掘削・護岸・補償・測試等		72%	
H30	100	1,916	築堤・護岸・用補・測試等		76%		
H31以降残	593	2,508	築堤・掘削・護岸・用補等		100%		

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況等の変化	◆社会状況等の変化については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 平成12年の矢田ダム建設事業の中止に伴い、河道改修による治水対策が求められており、浸水被害の軽減により、地域社会の安定に寄与している。		
	地元情勢の変化	◆地元情勢については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・矢田ダム建設中止の翌年、ダム計画で長年遅れていた河川改修の早期実現に向けての要望書が提出され、現在は矢田ダムの建設予定地であった矢田地区の工事を進めており、早期の工事完了が強く望まれている。		
事業の必要性	必要性・緊急性	◆事業区間は、当時計画されていた矢田ダムの水没予定区間が含まれていたことから、河川改修は未実施の状況であったため、平成2年(床上13戸、床下11戸)、5年(床上2戸、床下21戸)と相次いで家屋の床上浸水等の甚大な被害が生じた。 ・前回再評価以降、当河川において甚大な浸水被害は生じていないものの、近年では平成24年7月の九州北部豪雨災害をはじめ、計画規模を大きく上回る超過洪水が近隣の河川で発生していることから、早期の改修が望まれている。		
	整備効果	◆整備効果については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 洪水の発生に対して、家屋、道路、田畑などの浸水被害の防止が図られるとともに、平井川沿川住民の生活基盤の安定に寄与することができる。 (浸水被害軽減戸数24戸、田畑等39.3ha)		
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	事業採択時	H23再評価時	今回 再評価時
		1.76	1.54	1.44
	費用便益の分析	前回:総費用C=27.68億円、総便益B=42.53億円⇒B/C=1.54 今回:総費用C=33.16億円、総便益B=47.70億円⇒B/C=1.44		
	工法の妥当性	◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・河床が岩盤であるため、施工性・経済性・環境面への影響を考慮して河床掘削は極力行わず、既設護岸を活かした築堤方式を採用		
	コスト縮減	◆コスト縮減については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・縦断計画の見直しにより固定堰の統廃合を図り、コストを縮減する。 ・既設護岸を活かした築堤方式を採用		
環境等への配慮	◆環境への配慮については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・河床が岩盤であるため、施工性、経済性ならびに水際への自然環境にも配慮し、治水上必要な断面積の確保は、築堤及び河岸の拡幅で行う。 ・残土については、近隣工事への流用を図る等、適正に処理している。			
事業実施環境	事業の実効性	◆事業の実効性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・平成15年に平井川川づくり協議会及び大野町部会を開催するとともに、地元説明会で事業に対する同意は取れており、用地買収についても住民とのトラブルは生じていない。		
	事業の成立性	・安心・活力・発展プラン2015:大分県長期計画 ・おおいた土木未来プラン2015:大分県土木建築部長期計画 ・河川法に基づく大野川中流域河川整備計画の国土交通省九州地方整備局長認可(平成14年3月) ・県道緒方大野線、市道牛首線改良事業		
	事業の特殊性	◆事業の特殊性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 当該事業は、通常行われている事業と変わりなく、技術的な問題はない。		
対応方針	対応方針案	継続		
	理由	過去に浸水被害が頻発しており、河川断面の確保等の浸水被害の解消が急務である。地元や市の河川改修に対する関心は高く、早期完成に関する要望も強いいため事業を継続する。		

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 広域河川改修事業 一級河川大野川水系平井川(下流)				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H14～H85	河川改修費	1/10	2,432,000	
	維持管理費		753,000	
		合計		3,185,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H16～H85	家屋被害額		1,518,000	
	家庭用品被害額		1,121,000	
	事業所償却被害額		599,000	
	事業所在庫被害額		304,000	
	農漁家償却被害額		34,000	
	農漁家在庫被害額		14,000	
	公共土木施設等被害額		6,081,000	
	農作物被害額		149,000	
	間接被害額(営業停止、家庭事務所応急対策)		552,000	
	残存価値		81,000	
	合計		10,453,000	割引前の総便益
総費用額(C)	3,316,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	4,777,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率(B/C)	4,777,000	/	3,316,000	= 1.44
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・平井川沿川住民の精神的不安を解消することができ、生活基盤の安定に寄与することができる。 ・浸水家屋でのゴミ処理・清掃等の活動に伴う支出を抑えることができる。				

河川改修事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況 (前回評価からの変化点及び現状)
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	■	■	平成5年9月出水と同規模降雨に対して、流域住民の生命・財産を守る (変更なし)
			災害発生時の影響	■	■	国道57号、県道三重野津原線、県道結方大野線、市道生首線 (変更なし)
			災害時要保護者関連施設	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし
			地域防災拠点、避難場所、避難経路、等	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし
			観光・地域振興	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし
			NPO、学校、等	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし
			まちづくり、地域づくり等	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし
			過去の災害履歴	■	■	平成2年、5年、11年、15年、16年、17年、19年、24年 (平成以降)
			浸水頻度	■	■	床上浸水1.3戸、床下浸水1.1戸 (平成2年7月出水) (変更なし)
			人家等浸水実績	■	■	田畑等39.3ha (平成15年7月出水) (変更なし)
○整備効果	緊急を要する現状の課題	浸水面積実績	■	■	(前回) 特になし (今回) 特になし	
		重要な公共施設、災害弱者関連施設の浸水実績	■	■	(前回) 特になし (今回) 特になし	
		関連事業の進捗等への影響	■	■	矢田地区において、県道結方大野線の道路改良事業の進捗に合わせて平成24年度から河川工事を開始 (変更なし)	
		浸水被害軽減戸数	■	■	24戸 (床上13戸、床下11戸)の浸水被害を軽減 (変更なし)	
		浸水被害軽減面積	■	■	田畑等39.3haの浸水被害軽減 (変更なし)	
		災害時要保護者関連施設	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
		地域防災拠点、避難場所、避難経路、等	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
		費用便益分析 (B/C等)	■	■	(前回) 1.54 (今回) 1.44	
		関係法令・技術基準等との適合	■	■	「中小河川に関する河道計画の技術基準」通知に伴う設計見直し (変更なし)	
		複合的な検討	■	■	護岸嵩上により河川断面を確保 (変更なし)	
事業手法 ・工法の 妥当性	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	■	■	縦断計画の見直しにより固定堰の統廃合を図りコストを削減する (変更なし)	
		地域材、建設副産物の有効活用	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
		自然環境への配慮	■	■	(前回) 水際部への自然環境に配慮し、堤防嵩上げ及び片眼拡幅により断面確保を図る。→ (今回) 環境調査実施済み。希少種等特になし	
		多自然川づくりとして現況河川との関係等	■	■	水際部の自然環境に配慮し、現況河川に見られる多様性のある河岸や河床の形状を保全する河道計画を採用 (変更なし)	
		周辺への配慮	■	■	工事にあたっては、騒音・振動・地盤沈下等を極力発生させない工法で実施する (変更なし)	
		景観への配慮	□	□	景勝地や観光地ではない。また、極力周辺の景観に配慮した工法に努める (変更なし)	
		残土処理の状況	■	■	近隣工事への流用を図る等、適正に処理している (変更なし)	
		文化財の保護	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
		地元要望、協力体制	■	■	平成21年9月に地元から土木事務所へ要望書提出 (変更なし)	
		事業実施 環境	○事業の実効性	市町村の協力体制	■	■
用地取得の難易度	■			■	地元同意は概ね取れている (変更なし)	
法令等に基づく調整事項	□			□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
上位計画等との関連	■			■	大野川水系中流河川整備計画既定済 (変更なし)	
事業の根拠法令・採択要件	■			■	水防区域に指定済み (変更なし)	
他事業との連携	□			□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
施工時期、期間の制限	□			□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
技術的難易度	□			□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
事業の実現性	■			■	河川法第十六条、第十八条の二に基づき事業を実施 (変更なし)	
河川局所管補助事業事務概要に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (変更なし)	■			■	河川局所管補助事業事務概要に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (変更なし)	
事業の 成立性	○事業の成立性	他事業との連携と効果	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
		施工時期、期間の制限	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
		技術的難易度	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
		事業の実現性	■	■	河川局所管補助事業事務概要に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (変更なし)	
		河川局所管補助事業事務概要に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (変更なし)	■	■	河川局所管補助事業事務概要に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (変更なし)	
		他事業との連携と効果	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
		施工時期、期間の制限	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
		技術的難易度	□	□	(前回) 特になし (今回) 特になし	
		事業の実現性	■	■	河川局所管補助事業事務概要に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (変更なし)	
		河川局所管補助事業事務概要に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (変更なし)	■	■	河川局所管補助事業事務概要に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している (変更なし)	

*評価項目 (小項目細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合があります。
*該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

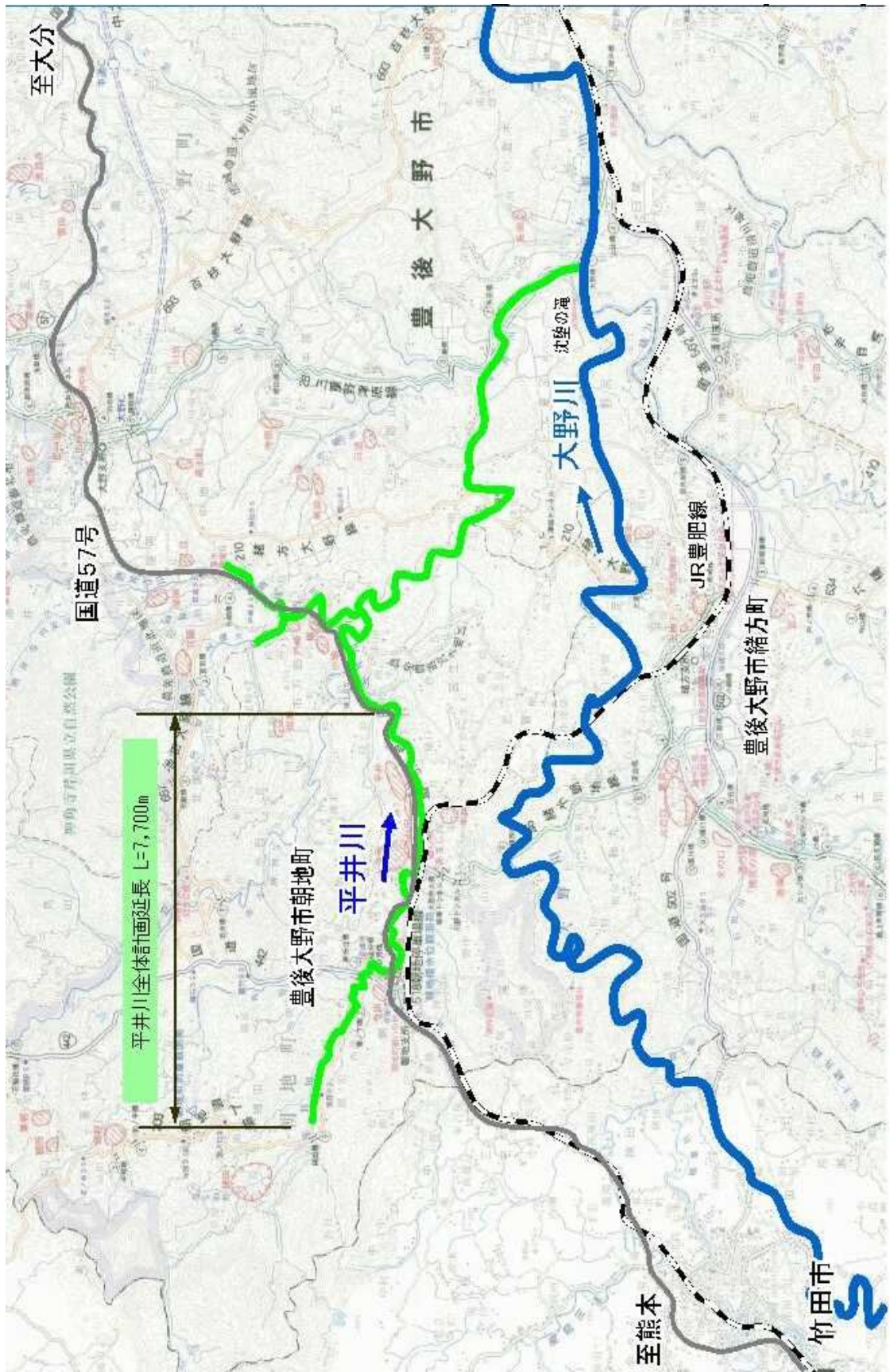
事業名・路線河川港地区名等		広域河川改修事業		一級河川 <small>おおの がわ</small> 大野川水系 <small>ひらいがわ</small> 平井川			
所在地・工区名		豊後大野市 <small>あさしまち</small> 朝地町 <small>あさし</small> 大字朝地					
事業の目的		当河川は河川断面が狭小であることから、洪水の度に氾濫し、家屋及び田畑に被害を与えている。 平成15年、平成17年においても家屋や田畑の浸水被害が発生しており、河道断面の確保等の浸水原因の解消が図られていないため、今後も依然として浸水被害が発生する可能性がある。 このため、河川断面の拡大及び堰・橋梁の支障構造物の改築を実施することにより、家屋や田畑への浸水を防止し、民政の安定を図る。					
再評価基準		再評価後5年未完成					
未着工・未完了の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・事業延長が7.7kmと長く、事業規模が大きいため。 ・平井川下流工区への重点投資に伴う事業期間の延伸。 ・補助事業の予算規模縮小に伴う事業期間の延伸。 					
事業採択年度		採択年度：平成2年度		着工年度：平成3年度			
事業実施予定期間		当初：平成2年度～平成22年度		最終変更：平成2年度～平成35年度			
事業の概要	計画概要		延長L=7.7km、築堤V=7,916m ³ 、掘削V=74,991m ³ 、護岸A=7,341m ³ 、構造物等14基				
		当初計画	第3回変更(H23年)		今回(H28年)		
	計画期間	H2～H22		H2～H29		H2～H35	
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
	築堤	18,500m ³	19	7,916m ³	70	7,916m ³	70
	掘削	92,730m ³	228	74,991m ³	242	74,991m ³	242
	護岸	4,630m ²	162	7,341m ²	180	7,341m ²	180
	構造物等	22基	553	14基	478	14基	478
	用地・測試等	1式	237	1式	684	1式	684
	計		1,198		1,654		1,654
変更内容・理由		平井川下流工区の重点投資に伴う事業期間の延伸。					
事業費の推移	事業進捗の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末事業進捗率は63%であり、平成27年度末の用地進捗率は約61%となっている(事業費ベース) ・平成27年度末までに下野工区、板井迫工区が暫定的に完成し、現在朝地工区に着手している。 				
	事業年度	年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要	
	全体(当初)	1,198					
	全体(最終)	1,654					
	H20年度まで	740	740	築堤・護岸・用地・測試等	45%		
	H23	43	783	護岸・用補・測試	47%		
	H24	81	864	護岸・用補・測試	52%		
	H25	3	867	築堤・用補等	52%		
	H26	140	1,007	築堤・護岸・構造物・用補・測試等	61%		
	H27	29	1,036	護岸・測試等	63%		
	H28	50	1,086	築堤・用補・測試等	66%		
	H29	60	1,146	護岸・用補・測試	69%		
	H30	60	1,206	護岸・用補・測試	73%		
H31以降残	449	1,654	築堤・護岸・掘削・構造物・用補等	100%			

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況等の変化	◆社会状況等の変化については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 平成12年の矢田ダム建設事業の中止に伴い、河道改修による治水対策が求められており、浸水被害の軽減により、地域社会の安定に寄与している。			
	地元情勢の変化	◆地元情勢の変化については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・平成15年の「平井川川づくり協議会」及び「朝地町部会」に地元住民が参加するなど、河川改修にも積極的である。 ・地元住民は現在施工中の朝地工区の河川改修を強く望んでいる。			
事業の必要性	必要性・緊急性	・平井川の河川改修は平成2年度の事業採択時から家屋等の資産がある箇所を優先して、築堤・護岸等の工事を実施してきたが、近年、国の公共事業費の削減の方針から現在実施されている河川事業の進捗への影響が懸念されている。 ・前回再評価以降、当河川において甚大な浸水被害は生じていないものの、近年では平成24年7月の九州北部豪雨災害をはじめ、計画規模を大きく上回る超過洪水が近隣の河川で発生していることから、早期の改修が望まれている。			
	整備効果	◆整備効果については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 洪水の発生に対して、家屋、道路、田畑などの浸水被害の防止が図られるとともに、平井川沿川住民の生活基盤の安定に寄与することができる。			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H23再評価時	今回 再評価時
		費用便益の分析	-	1.49	1.20
		前回：総費用C=23.46億円、総便益B=34.88億円⇒B/C=1.49 今回：総費用C=23.35億円、総便益B=27.92億円⇒B/C=1.20			
工法の妥当性		◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・河床が岩盤であるため、施工性・経済性・環境面への影響を考慮して河床掘削は極力行わず、既設護岸を活かした築堤方式を採用			
コスト縮減		◆工法の妥当性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・縦断計画の見直しにより固定堰の統廃合を図り、コストを縮減する。 ・既設護岸を活かした築堤方式を採用			
環境等への配慮		◆環境への配慮については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・治水上必要な断面積の確保は、築堤等の堤防嵩上により河川断面を確保し、河床部の河川環境保全を図る。 ・残土については、近隣工事への流用を図る等、適正に処理している。			
事業実施環境	事業の実効性	◆事業の実効性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・現在施工中の朝地工区については、地元説明会において事業に対する同意は取れており、用地買収についても住民とのトラブルは生じていない。			
	事業の成立性	・安心・活力・発展プラン2015：大分県長期計画 ・おいた土木未来プラン2015：大分県土木建築部長期計画 ・河川法に基づく大野川中流域河川整備計画の国土交通省九州地方整備局長認可（平成14年3月） ・中九州自動車道建設事業			
	事業の特殊性	◆事業の特殊性については下記のとおりであり、前回評価時から変更はない。 ・当該事業は、通常行われている事業と変わりなく、技術的な問題はない。			
対応方針	対応方針案	継続			
	理由	過去に浸水被害が頻発しており、河川断面の確保等の浸水被害の解消が急務である。地元や市の河川改修に対する関心は高く、早期完成に関する要望も強いいため事業を継続する。			

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 広域河川改修事業 一級河川大野川水系平井川				
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H2~H85	河川改修費	1/10	1,608,000	
	維持管理費		519,000	
		合計		2,127,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H2~H85	家屋被害額		389,000	
	家庭用品被害額		303,000	
	事業所償却被害額		790,000	
	事業所在庫被害額		322,000	
	農漁家償却被害額		6,000	
	農漁家在庫被害額		3,000	
	公共土木施設等被害額		3,070,000	
	農作物被害額		146,000	
	間接被害額(営業停止、家庭事務所応急対策)		421,000	
	残存価値		53,000	
	合計		5,503,000	割引前の総便益
総費用額(C)	2,335,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	2,792,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率(B/C)	2,792,000	/	2,335,000	= 1.20
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・平井川沿川住民の精神的不安を解消することができ、生活基盤の安定に寄与することができる。 ・浸水家屋でのゴミ処理・清掃等の活動に伴う支出を抑えることができる。				

河川改修事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の詳細	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）	
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	平成5年9月出水と同規模降雨に対して、流域住民の生命・財産を守る（変更なし）	
			災害発生時の影響	■	■	豊後大野市朝地支所、国道57号、国道442号、道の駅あさじ（変更なし）	
	緊急を要する現状の課題		災害時要保護者関連施設	■	■	朝地町願いの村（変更なし）	
			地域防災拠点・避難場所・避難経路等	■	■	朝地公民館、板井迫公民館等（変更なし）	
			観光・地域振興	■	■	朝地中学校（変更なし）	
			NPO、学校等	■	■	（前回）特になし→（今回）特になし	
			まちづくり、地域づくり等	□	□		
			過去の災害履歴	■	■	平成2年、5年、9年、17年、19年、24年（平成以降）	
			浸水範囲	■	■	床下浸水13戸（平成5年9月出水）（変更なし）	
			人家等浸水実績	■	■	田畑等62.0ha（平成9年9月出水）（変更なし）	
浸水面積実績	■	■	朝地中学校（平成2年7月出水）（変更なし）				
整備効果	○事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等	□	□	（前回）特になし→（今回）特になし		
		浸水被害軽減戸数	■	■	13戸（床下13戸）の浸水被害を軽減（変更なし）		
		浸水被害軽減面積	■	■	田畑等62.0haの浸水被害軽減（変更なし）		
		事業実施により得られる効果	■	■	「朝地町願いの村」の浸水被害軽減（変更なし）		
		地域防災拠点・避難場所・避難経路等	■	■	朝地公民館、板井迫公民館の浸水被害軽減（変更なし）		
		費用便益分析（B/C等）	■	■	（前回）1.49→（今回）1.20		
		関係法令・技術基準等との適合	■	■	「中小河川に関する河道計画の技術基準」通知に伴う設計見直し（変更なし）		
		複数案の検討	■	■	護岸嵩上により河川断面を確保（変更なし）		
		コスト削減に向けた具体的施策	■	■	縦断計画の見直しにより固定堰の耐壊合を図りコストを削減する（変更なし）		
		地域材、建設副産物の有効活用	□	□	（前回）特になし→（今回）特になし		
○環境等への配慮	自然環境への配慮	自然環境への配慮	■	■	自然環境への影響が大きい河床掘削は行わず、主に堤防嵩上により必要河槽を確保する（変更なし）		
		多自然川づくりとして現況河川との関係等	■	■	水際の自然環境に配慮し、現況河川に見られる多様性のある河岸や河床の形状を保全する河道計画を採用（変更なし）		
		事業区間の住環境の状況と対策等	■	■	工事にあたっては、騒音・振動・地盤沈下等を極力発生させない工法で実施する（変更なし）		
		景観への配慮	□	□	景勝地や観光資源との関係等		
		残土処理の状況	■	■	近隣工事への流用を図る等、適正に処理している（変更なし）		
		文化財の保護	□	□	（前回）特になし→（今回）特になし		
		地元要望、協力体制	■	■	川づくり協議会に地元住民が参加するなど河川改修事業に積極的である（変更なし）		
		市町村の協力体制	■	■	豊後大野市役所は地元調整や用地交渉に対して協力的（変更なし）		
		用地取得の難易度	■	■	地元同意は概ね取れている（変更なし）		
		法令等に基づく調整事項	□	□	（前回）特になし→（今回）特になし		
○事業の成り立ち	上位計画等との関連	河川整備計画等	■	■	大野川水系中流域域河川整備計画策定済（変更なし）		
		水防計画	■	■	水防区域に指定済み（変更なし）		
		洪水ハザードマップ公表	■	■	公表済（変更なし）		
		事業実施に係る根拠法令（条項）	■	■	河川法第十六条、第十六条の二に基づき事業を実施（変更なし）		
		当該事業における採択要件	■	■	河川局所管補助事業事務要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している（変更なし）		
		他事業との関連	□	□	（前回）特になし→（今回）特になし		
		施工時期・期間の制限	□	□	（前回）特になし→（今回）特になし		
		技術的難易度	□	□	（前回）特になし→（今回）特になし		
		事業の実効性	市町村の協力体制	市町村の協力体制	■	■	川づくり協議会に地元住民が参加するなど河川改修事業に積極的である（変更なし）
				用地取得の難易度	■	■	豊後大野市役所は地元調整や用地交渉に対して協力的（変更なし）
法令等に基づく調整事項	□			□	（前回）特になし→（今回）特になし		
河川整備計画等	■			■	大野川水系中流域域河川整備計画策定済（変更なし）		
水防計画	■			■	水防区域に指定済み（変更なし）		
洪水ハザードマップ公表	■			■	公表済（変更なし）		
事業実施に係る根拠法令（条項）	■			■	河川法第十六条、第十六条の二に基づき事業を実施（変更なし）		
当該事業における採択要件	■			■	河川局所管補助事業事務要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している（変更なし）		
他事業との関連	□			□	（前回）特になし→（今回）特になし		
施工時期・期間の制限	□			□	（前回）特になし→（今回）特になし		
技術的難易度	□	□	（前回）特になし→（今回）特になし				

* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

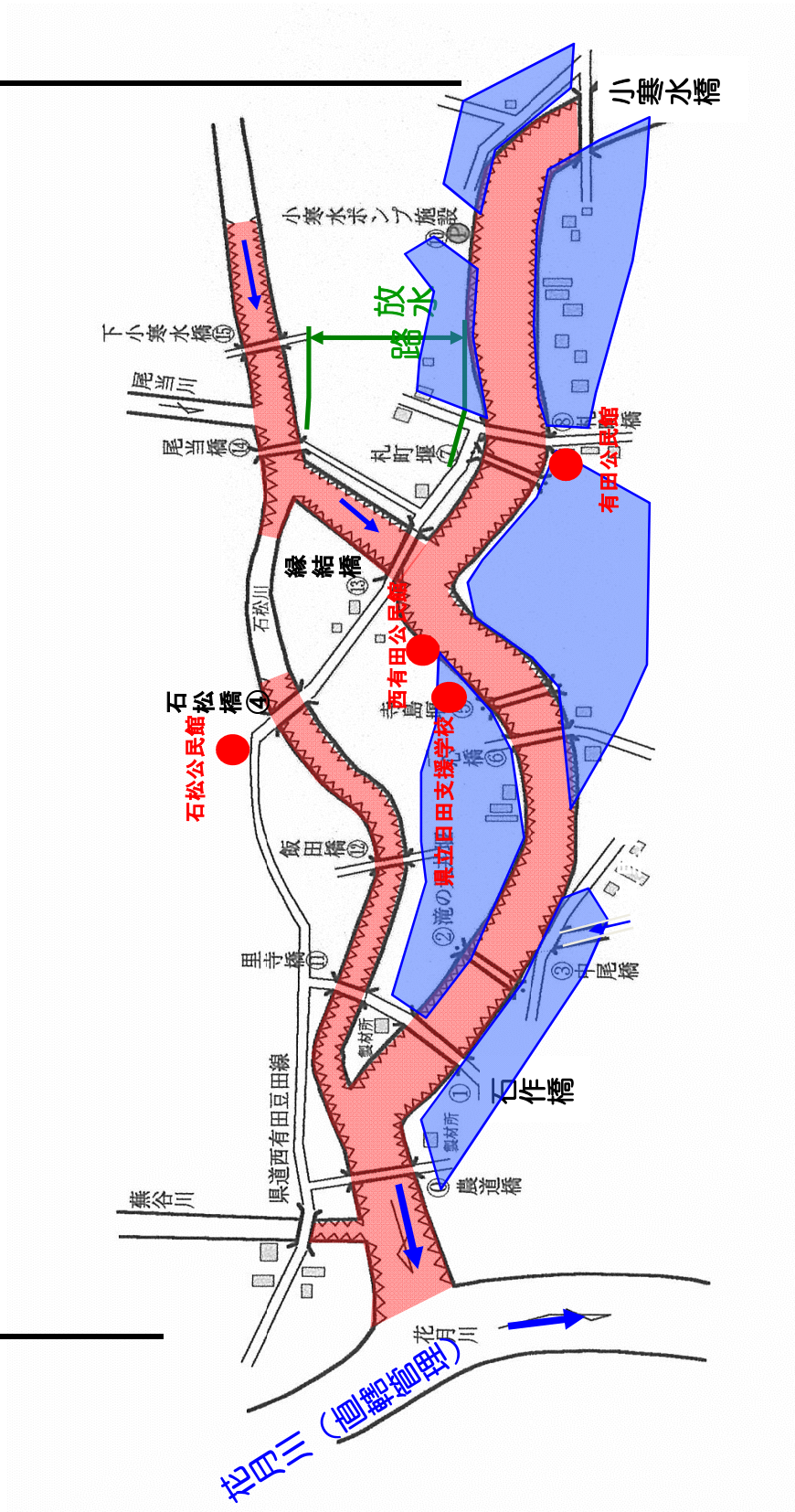
事後評価書

様式1

事業の概要	事業名・路線河川港地区名等	総合流域防災事業 一級河川筑後川水系 ^{チクゴガワ} 有田川 ^{アリタガワ}						
	所在地・工区名	^{ヒタシ} 日田市大字 ^{アリタ} 有田						
	事業の目的	当河川は、河川断面が狭小であることから、度重なる洪水の度に氾濫し、家屋、田畑及び養護学校などの公共施設に被害を与えている。このため、河川断面の拡大、橋梁・堰の改築を実施することにより、家屋や田畑への浸水を防止し、民生の安定を図る。						
	事業採択年度	採択年度： 昭和46年度			着工年度： 昭和46年度			
	事業の内容	築堤V=12,600m ³ 、掘削V=129,000m ³ 、護岸A=17,500m ² 、堰改築8基						
	全体事業概要	事業計画の推移	当初計画		最終変更(H20年)		最終精算(H23年)	
			計画期間	S46～S61		S46～H22		S46～H23
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		築堤	37,800m ³	76.0	29,460m ³	51.4	29,460m ³	51.4
		掘削	98,600m ³	103.3	141,860m ³	313.6	138,910m ³	311.1
護岸		25,300m ²	219.4	26,520m ²	640.4	25,410m ²	638.4	
構造物等		14基	283.2	15基	892.8	15基	892.8	
用補・測定		1式	248.1	1式	2,049.9	1式	2,049.9	
計			930.0		3,948.1		3,943.6	
変更内容・理由	昭和28年6月に発生した洪水を契機に、その対策として当該事業は採択され事業を進めていた。平成13年に発生した洪水により被災を受けたため、整備規模の見直しを行った。当初計画時からの物価上昇や整備規模を変更したことにより、平成15年の再評価時に大幅な全体事業費の増額(3,644.0百万円)となり、併せて期間を平成22年に延長した。 ・最終変更では、築堤材料の運搬費用増額や測量・設計費用の増額により、全体事業費の増額(3,948.1百万円)となった。 ・最終精算では、護岸の面積減により減額(3,943.6百万円)となった。							
社会・経済情勢の変化	有田川沿線におけるおもな洪水被害 ・昭和28年 出水：床上16戸 床下60戸 ・平成9年 出水：床上3戸 床下4戸 浸水面積6.0ha ・平成13年 出水：床下浸水53戸 浸水面積19.1ha なお、社会情勢の大きな変化は特になし。							
事業の効果	必要性	過去の台風及び集中豪雨により度重なる浸水被害が発生しており、その原因となった河川断面が不足している区間や流れを阻害する構造物を改修する必要があったため。						
	整備効果	本事業により、家屋110戸・田畑等36haの浸水被害防止・軽減、主要交通網の浸水防止により避難経路が確保された。また、平成13年7月11日～13日(雨量134mm)浸水家屋7戸、浸水面積21haの被害に対し、事業実施後の平成24年7月11～14日(雨量462mm)では浸水家屋1戸、浸水範囲1haと被害を軽減した。						
事業の実施状況	費用対効果分析	平成23年度に事業が完了し、B/Cは4.5程度である。(平成20年度再評価時B/Cは4.7)						
	工法の妥当性	大幅な引堤よりも用地買収の少ない河道掘削で河積不足分を確保する工法の採用や、既設護岸を活用しコスト縮減を図った。 また、水際の植生や河畔林等の保全、自然石護岸を採用するなど生息環境を考慮して事業を実施したの結果、事業完了区間で重要種が確認されるなど効果が確認された。 以上によりコスト面及び環境面からも本計画は妥当である。						
	コスト縮減	当該河川は掘削により大量の岩が発生するため、発生材を利用した自然石積護岸工法の採用や、既設護岸の活用によりコスト縮減を図った。						
	環境等への影響	・水際の植生や河畔林等を保全するなど生息環境を考慮して事業を実施した。 ・周辺の景観と調和した自然石護岸等を採用した。 ・施工完了後3年経過時点での調査では、スナヤツメ・ウナギ・ヤマトシマドジョウ・オヤニラミの4種の重要種が確認されるなど効果が確認された。						
	事業の実効性の確認 (事業採択時からの変化の状況)	・河川法に基づく全体計画の国土交通大臣認可 ・筑後水系河川整備基本方針 ・日田圏域河川整備計画 また地元自治体及び住民は事業に対して理解しており、事業の推進に協力的であった。						
事業の検証	当該事業の今後の課題	当面の課題は無いが、機能確保のため定期的な点検を実施し、適宜維持補修を行い機能の確保に努める。						
	同種事業に関する今後の計画や調査のあり方	今回の事業では、事業期間が長期化していく中で、当初計画規模の想定を超える出水により計画規模の変更を行った。 そのことを踏まえ同種事業については、引きつづき既設構造物の活用等コスト縮減に努めるとともに、想定を上回るような洪水にも計画段階から地域と一体となり、ハード・ソフト一体となった浸水被害軽減対策を推進することが重要である。						
	その他特記事項	特になし。						
対応方針	対応方針案	評価の完了。						
	理由	県立養護学校、地区公民館・家屋や生活道路となる県道、市道等の公共施設の浸水被害が防止・軽減されることにより、有田川、石松川周辺住民の生活基盤の安定化が図られている。また、自然環境や生活環境への影響についても問題がない考えられるため、「評価の完了」としたい。						

事業概要図

全体計画延長
L=2,450m



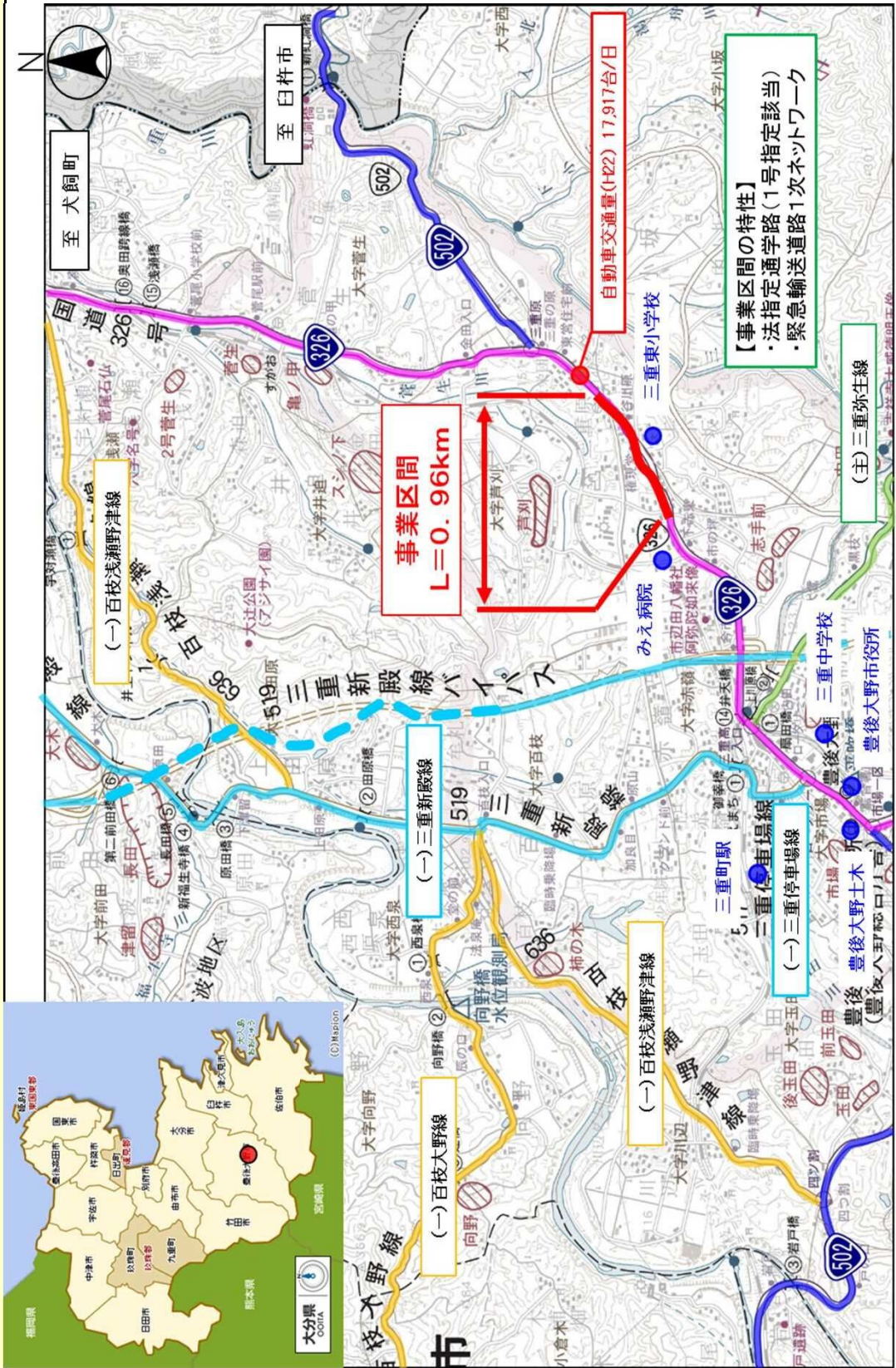
河川事業 事後評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	評価	具体的な内容
事業の効果	必要性	整備が必要な主な理由	当初計画時の課題や社会情勢の変化を踏まえ、事業が必要とされた主な理由	○	度重なる浸水被害の原因となった河川断面が不足している区間や流れを阻害する構造物があり、河川改修により治水安全度の向上を図る必要があった。
			浸水被害軽減戸数	○	家屋110戸
	整備効果	事業実施により得られた効果	浸水被害軽減面積	○	田畑等36ha
			災害時要援護者関連施設	○	県立日田養護学校
			避難場所・避難経路等	○	地区公民館及び県道・市道等の浸水を防ぐことにより、出水時における孤立集落の発生を防ぐ。
			環境や利活用への効果	○	当初計画
			その他の効果	○	S46～S61
			利用者や地元住民の評価	○	ネット構造物の改築(橋・橋梁)により、治水安全度が向上し平成24年出水時の被害が軽減された。
			費用便益分析(B/C)等	○	B/Cは概ね4.5程度(平成20年再評価時B/Cは4.7)
			工法・ルートの妥当性	○	大幅な引堤よりも用地買収の少ない河道掘削で河積不足分を確保する工法とした。また、既存施設の活用や護岸勾配の見直しを行うなど、コストや環境面からも本計画は妥当である。
事業の実施状況	コスト削減	コスト削減に向けた具体的な取組	○	当該河川は掘削により大量の岩が発生するため、発生材を利用した自然石積護岸工法の採用や、既設護岸の活用によりコスト削減を図った。	
		自然環境への影響	○	水際の植生や河畔林等を保全するなど生息環境を考慮した事業を実施した。	
	環境等への影響	周辺の住環境への影響	○	事業の実施にあたって、低騒音・低振動の機械・工法を採用し、周辺住民の住環境への配慮に努めた。	
		景観への影響	○	周辺の景観と調和した自然石積護岸等を採用し、周辺の景観と調和するよう配慮した。	
		残土処理の状況	○	当該河川は掘削により大量の岩が発生するため、発生材を利用した自然石積護岸工法を採用し、掘削土量の低減に努めた。また、掘削土は同事業の築堤に全て流用し、不要な掘削土についても他の公共事業で使用した。	
		地元の協力状況	○	地元自治体及び住民は事業に対して理解しており、事業の推進に協力的であった。	
	事業の実効性の確認 (事業実施時からの変化の状況)	法令等に基づく調整事項・手続き	○	河川法に基づく全体計画の国土交通大臣認可 第後水系河川整備基本方針 日田圏域河川整備計画	
		当該事業の今後の課題	○	今回の事業では、事業期間が長期化していく中で、当初計画規模の想定を超える出水により計画規模の変更を行った。そのことを踏まえ同種事業については、引きつづき既設構造物の活用等コスト削減に努めるとともに、想定を上回るような洪水にも計画段階から地域と一体となり、ハード・ソフト一体となった浸水被害軽減対策を推進することが重要である。	
	事業の検証	同種事業に関する今後の計画や調査のあり方	今後の計画や調査のあり方	○	当面の課題は無いが、機能確保のため定期的な点検を実施し、適宜維持補修を行い機能の確保に努める。
			その他特記事項	-	特になし。
評価指標		<p>評価が○の場合 → 事業の目標を達成し、事業効果が発現している。</p> <p>評価に△がある場合 → 概ね事業の目標を達成しているが、課題等について今後も継続して対応が必要である。</p> <p>評価に×がある場合 → 早急な対応及びフォローアップをおこなう必要がある。</p>			

事前評価書

		年度	28
		整理番号	
事業名・路線名等		交通安全事業 国道326号 <small>おさか</small> 小坂工区	
所在地		豊後大野市三重町 <small>おさか</small> 小坂	
事業概要	事業の目的	自転車歩行者道整備により歩行者・自転車の安全な通行空間を確保する。	
	事業内容	【計画延長・幅員】 L=960m(現拡)、W=6.5(15.5)m 自転車歩行者道w=3.0m(両側設置) 【道路区分】 第4種第1級 【設計速度】 V=60km/h 【現況幅員】 W=6.0(8.25)m 【交通量】 自動車 17,917台/日(H22センサス) 歩行者交通量 262人/12h 自転車交通量 165台/12h(H26実測) 【計画交通量】7,500台/日	
	事業費	C=1,560百万円	
事業の実施計画	完成予定年	着手から9年(平成37年度)	
	事業段階毎の実施計画	1年目 路線測量・詳細設計 2年目 用地測量、用地買収、建物補償、関係機関との協議 3年目 用地買収、建物補償 4年目 用地買収、建物補償、改良工事、舗装工事 5年目 用地買収、建物補償、改良工事、舗装工事 6年目 用地買収、建物補償、改良工事、舗装工事 7年目 用地買収、建物補償、改良工事、舗装工事 8年目 用地買収、建物補償、改良工事、舗装工事 9年目 改良工事、舗装工事 完成	
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・法指定通学路に指定されているが歩道が未設置又は狭小区間であり、通学時間帯に歩行者・自転車が集中するため、児童が車道部にはみ出して通行し、危険な状況である。 ・上記の理由により、平成24年度の通学路緊急合同点検の結果、危険箇所が挙げられており、通学路の整備を行う必要がある。 ・死傷事故件数35件/10年(うち歩行者・自転車事故5件(死亡事故1件)) ・当該区間の死傷事故率55.8件/億台・キロ(H17～H26) 	
	整備効果	・自転車歩行者道整備により、歩行者・自転車の安全な通行空間を確保し、安全性の向上を図る。	
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	・交通安全事業のため費用便益比の算出は困難であり、現状の事故発生状況、道路利用状況、交通の状況等から総合的に判断する。	
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歩道整備状況から歩道の連続性が確保できるルートを選定。 ・現道拡幅による自歩道整備であり、道路敷を極力活用した計画としている。 	
	コスト縮減	・コンクリート・砕石は再生材を使用。	
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・現道拡幅かつ平坦部であり、地形変化による影響は少ない。 ・残土処理(約5,000m³)は三重新殿線秋葉内田工区にて事業間流用) 	
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・地元(小坂地区)より要望書の提出されており、協力体制は整っている。 ・三重東小学校より、通学路合同点検時に事業要望が挙がっている。 ・平成27年4月に地元説明会(都市計画変更)を実施。事業に対する同意が得られている。(平成27年10月 都市計画変更) 	
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・法指定通学路(1号指定)に該当(付近に三重東小学校、三重中学校がある) ・緊急輸送道路1次ネットワークに該当 ・道路法第13条に基づき事業を実施 ・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 	
	事業の特殊性	-	
対応方針		・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。	

事業箇所位置図



道路事業・街路事業 事前評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否 必須 優先	小項目の具体的な内容	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	○	歩道が未設置、狭小区間であり、歩行者・自転車等の安全な通行空間の確保が必要。	
			道路幾何構造	○	自動車 17.917台/日 (H22センサス)、歩行者 262人/2h、自転車 165台/2h (H26実測) 幅員W=6.0(8.75)m	
			緊急輸送道路、啓開ルート	○	歩道幅員、車道幅員は構造令上幅員不足 1次ネットワーク (宮崎県境～豊後大野市大領町を結ぶ)。最優先啓開ルートである。	
			集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	○	事故は35件/10年 (H17～26)、うち歩行者・自転車に関する事故5件 (死亡事故1件) 三重東小学校的通学路に指定。法指定通学路 (1号基準) に該当	
			交通安全発生状況	○		
			通学路の指定状況	○		
			法滞状況	○		
			関連事業との進捗調整等	○		
			防炎・減災対策に係る効果	○		
			交通安全対策に係る効果	○		
都市空間整備に係る効果	○					
ソーリスム支援に係る効果	○					
ネットワーク整備に係る効果	○					
小規模集落対策に係る効果	○					
老朽化対策に係る効果等その他の効果	○					
○費用対効果分析	費用便益分析 (B/C) 等	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	○	交通安全事業のため費用便益比の算出は困難であり、道路利用状況等から総合的に判断する。		
事業手法 ・工法の 妥当性	○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	○	道路法、道路構造令、道路標示方書に適合した工法を採用		
		複数案の検討	○			
		コスト削減に向けた具体的施策	○	コンクリート・砕石は再生資材を利用		
		地域材、建設副産物の有効利用	○	現道拡幅のため、地形変更による影響が小さい計画としている。		
		自然環境への配慮	○	低騒音、低振動型の建設機械を使用し、周辺の住環境の負担軽減を図る。		
		周辺の住環境への配慮	○	豊後大野市景観計画に係る協議・手続を、豊後大野市景観担当部局と調整する。		
		景観への配慮	○	発生残土については、三重新設給排水内田工区へ流用予定。		
		残土処理の状況	○	埋蔵文化財調査を行い、関係機関との協議のうえ文化財保護を図る。(三重原遺跡)		
		文化財の保護	○	地元 (小坂地区) より豊後大野市役所を通じて要望書提出有り (H28.4)。三重東小学校より要望あり (H27.9 通学路合点線にて)		
		○事業の実効性	地元要望、協力体制	要望書等の提出状況、期成会等の地元組織状況	○	地元 (小坂地区) より豊後大野市役所を通じて要望書提出有り。平成27年4月に地元説明会 (都市計画決定変更) を実施。事業に対する同意が得られている。
事業 実施環境	○事業の成立性	市町村の協力体制	○	都市計画決定有、都市計画区域 (都市計画) マスタープランに位置づけられた路線。(平成27年10月、都市計画変更)		
		用地取得の難易度	○	生活の安全・安心を高める道路整備 (交通安全対策)		
		法令等に基づく調整事項	○	都市計画 おおいたの道構想2015		
		上位計画等との関連	○	地域防災計画・地域強靱化計画		
		事業の根拠法令・採択要件	○	その他 (交安法指定道路、長寿命化計画など)		
		他事業との関連	○	事業実施に係る根拠法令 (条項)		
		施工時期、期間の制限	○	事業の採択基準、適合状況		
		技術的難易度	○	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等		
		○事業の特殊性	○	工事の実施時期・期間への制限	○	社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合
		○	○	技術面からの事業の実現性	○	

* 評価項目 (小項目の細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。
 * 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「-」を記入する。
 * 「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		農山漁村地域整備交付金事業(森林基幹道 吉四六線)						
所在地・工区名		臼杵市野津町大字白岩字カツラヒキ ~ 臼杵市野津町大字白岩字シンナシ						
事業の目的		<p>林道は森林地域の路網の骨格をなすもので、森林資源の適正な管理及び保全を図り、併せて林産物搬出コストの低減や機械化を促進し、効率的な林業経営を行うため、必要な施設である。</p> <p>本路線の利用区域は、522ha(人工林率50%)と豊富な森林資源を有するが、地形が急峻であることなどから、骨格となる道路がなく路網整備が不十分であるために、適正な森林管理及び森林資源の有効活用に支障を来している。</p> <p>このため、本林道が地域の骨格となり、路網のネットワークを形成し、効率的な森林整備を推進していく必要がある。</p> <p>本林道を林内路網の骨格として整備することで、路網整備が促進され、森林の適正な維持管理、林産物搬出運搬コストの縮減が図られ、林業経営の安定に繋がる。</p>						
再評価基準		再評価後5年 未完成						
未着工・未完了の理由		<p>未完了の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本路線は全体計画延長が、8.9kmと事業規模が大きいため、2工区で工事を進めているが、国からの公共林道予算が年々減少しており、年間事業量に限りがあるため。 ・急峻な山岳地の工事で地形、地質条件が不良な区間を多く通過することや、労務費・諸経費率の増加などから開設単価が見込みよりも高騰した。 						
事業採択年度		採択年度: H5			着工年度: H5			
事業実施予定期間		当初: H5~H25			変更: H5~H34			
事業の概要	計画概要	<p>・本路線は、臼杵市野津町大字白岩の「林道戸屋平宇曾河内線」を起点とし、臼杵市野津町大字白岩の「県道野津宇目線」に至る延長8.9km、利用区域面積522haの林道である。</p> <p>・構造(林道規定) 自動車道1級 延長 8,948m 全幅員 4.0~5.0m</p>						
			当初計画		前回変更(H23年)		今回変更(H28年)	
		計画期間	H5~H25		H5~H29		H5~H34	
	全体事業概要	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		開設	13,800m	2,082	8,948m	1,968	8,948m	2,322
		計						
	変更内容・理由	<p>・計画期間の延伸 国の公共予算の減少に伴い、必要な年間事業量の確保が困難なため。</p> <p>・計画事業費の増 地形が急峻で地質の不良な区間が多かったことから、切取法面や路肩擁壁に経費を要した。及び、労務単価の高騰や諸経費率の上昇に伴い、計画事業費が増となった。</p>						
		<p>・平成27年度末の事業進捗率は72%である。 (用地は土地使用承諾により実施しており、全員から承諾を得ている。)</p>						
	事業費の推移	事業進捗の状況						
		事業年度	年度事業費(百万円)	累計事業費(百万円)	工種	進捗率%	摘要	
H22年度まで		1,515	1,515	林道開設・法面・測量設計・補償費	65%			
H23		38	1,553	林道開設・測量設計・補償費	67%			
H24		42	1,595	林道開設・法面・補償費	69%			
H25		43	1,638	林道開設・測量設計・補償費	71%			
H26		30	1,668	法面	72%			
H27		8	1,676	法面	72%			
H28		50	1,726	林道開設・測量設計・補償費	74%			
H29		110	1,836	林道開設・法面・測量設計・補償費	79%			
H30		110	1,946	林道開設・法面・測量設計・補償費	84%			
H31以降残	376	2,322	林道開設・法面・測量設計・補償費	100%				

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会・経済状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の増加(労務費の増、諸経費の増)や、国からの予算配分の減少に伴い、事業の進捗が鈍化している。 ・臼杵市がバイオマス産業都市に選定され、木質バイオマス施設が整備されたことから、山林未利用材(林地残材、支障木材等)や天然林(雑木等)の利用価値が高まっている。 			
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・地元や関係者からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。(変更無し) H22.12 市→県 事業進捗要望 			
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の課題 (変更無し) 本路線の利用区域内には、豊富な森林資源を有するが、地形が急峻であることなどから、骨格となる道路がないため路網整備が不十分であり、適正な森林管理及び森林資源の有効活用がされていない。 ・整備の必要性 森林整備の推進、林業経営の収益性の向上、労働安全・担い手の確保には、高性能林業機械を中心とした効率的な施業システムの導入が不可欠であり、路網の整備が重要である。 このため、本林道を林内路網の骨格として整備することで、作業道等の林内路網整備の促進を図り、適正な森林管理及び森林資源の有効活用を推進する必要がある。 			
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで切り捨てになっていた間伐材や未利用材が、木質バイオマス施設の稼働に伴い有効活用が図られる。 ・就労環境の改善や、木材搬出の基盤が整備されることで、林業生産活動が活性化し、就労機会の増加や後継者の確保にも寄与する。(変更無し) ・適正な森林の維持管理が促進されることで、水源のかん養や土砂崩壊の防止など森林の持つ公益的機能が増進される。(変更無し) ・県道「野津・宇目線」が被災し、通行止めになった場合、迂回路となる。 ・林野火災時に消防車の乗り入れが容易になる。また、防火帯としての機能も期待できることから、延焼を防止できる。 			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H23 再評価時	今回 再評価時
			—	1.04	1.12
	費用便益の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果算定システムが改定(H24.4)された。 ・臼杵市が平成27年度にバイオマス産業都市に選定され、近隣に木質バイオマス施設が整備されたことから、森林資源(間伐等による未利用材や雑木等の天然林)の価値を新たに見直した。 			
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・林道のルートは、地形・地質・周辺環境・経済性等を総合的に比較し、決定している。 また、地形や地質の変化に対しては、線形の見直し等により対応している。 ・主要構造物については、各工法の経済比較を行い、採用している。(変更無し) 			
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・切土、盛土量の最適化や、路側構造物には安価なL型擁壁の採用や現地発生土の利用を目的に補強土壁工を採用している。 ・線形の見直し、幅員の見直しによる土工量・構造物の削減を行っている。(変更無し) 			
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・切取土で擁壁を構築(補強土擁壁)するなど掘削土の現場内処理に努め、周辺環境への影響の縮減を図っている。 ・工事の使用機種に「排ガス対策型」を指定し、二酸化炭素排出の抑制に努めている。(変更無し) ・法面については植生による緑化を図ることで自然環境への負荷を軽減し、間伐材を柵工等として利用するなど、木材利用及び景観配慮に努めている。(変更無し) 			
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・地元関係者の承諾は得ており、工事に対する協力も得られている。 ・完成区間は、供用を開始し、臼杵市が管理している。(変更無し) 			
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画に記載されている。 ・木材価格が低迷しており、生産経費の低減が課題となっている。 ・林業従事者の高齢化・不足が問題となっており、重労働の軽減等就労条件の改善が課題となっている。(変更無し) 			
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な技術を使っており、特に問題はない。(変更無し) 			
対応方針	対応方針案	<ul style="list-style-type: none"> ・「継続」(変更無し) 			
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線は適正な森林管理のための骨格となる道路として、地域からの強い要望により整備を図っているものである。また、費用便益は適正な事業効果を有している。 			

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 農山漁村地域整備交付金 林道開設事業 吉四六線				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H5~H74	道路建設費	1車線 W=4.0~5.0m	2,322,000	
	維持管理費		18,619	
	森林整備費		173,554	
	伐採経費		310,398	
		合 計		2,824,571
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H5~H74	木材生産便益		1,694,701	
	森林整備経費縮減等便益		6,267,619	
		合 計		7,962,320
総費用額 (C)	3,910,760	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	4,384,869	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	4,384,869 / 3,910,760 = 1.12			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				

再評価チェックリスト(農山漁村地域整備交付金事業)

地区名 (吉四六線)

大項目	中項目	小項目	小項目の詳細	前回	今回	状況 (前回評価からの変化点及び現状)			
事業の 必要性	必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	森林施業の効率化及び適正な森林整備を図る。(変更なし)			
		緊急を要する現状の課題	被害地等の早期復旧を行うもの。 災害時等の緊急時には主要道路の迂回路となるもの。 林内路網が整備されておらず、森林の適正な管理が必要な地域である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当なし。 県道野津・宇目線が被災した場合の須久保集落・白岩集落からの臼杵市街への迂回路(今回) 森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、基礎となる林道を開設し、森林施業の効率化及び適正な森林整備を図る。(変更なし)			
事業 実施環境	事業の 実施環境	関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等への影響	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当なし。			
		整備効果	被害地の早期復旧	被害地の早期復旧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当なし。		
			災害時等の迂回路としての位置づけ	災害時等の迂回路としての位置づけ	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	県道野津・宇目線が被災した場合の須久保集落・白岩集落からの臼杵市街への迂回路(今回)		
			森林の適正な管理	森林の適正な管理	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	道路網の未整備による管理阻害による森林管理防止が図られる。(変更なし)		
			山村住民の生活道としての利便性向上など	山村住民の生活道としての利便性向上など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当なし。		
		老朽化対策に係わる効果等その他効果	老朽化対策に係わる効果等その他効果	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当なし。			
		費用対効果分析 (B/C) 等	費用対効果分析 (B/C) 等	費用対効果分析 (B/C) 1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれる	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	B/C= (前回) 1.04、(今回) 1.12		
		工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適用法令は森林法、技術基準は林道規定等であり、適合した工法を採用している。(変更なし)		
		事業手法 ・工法の 妥当性	コスト削減	複数案の検討	効果と経済性における複数案の検討	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	複数のルート比較により経済性、実現性、開設効果の最大化を図るとともに、主要工種は類似工法と経済性、耐久性等を比較し最適化している。(変更なし)	
				コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	切土、盛土量の最適化や、路側構造物には安価な型枠壁の採用や現地発生土の利用を目的に補強工壁工を採用している。(変更なし)	
地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効利用、地域内発生物の建設副産物の使用			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	路側材に再生骨材を使用する、法面保工工に同体材を使用する。(変更なし)			
自然環境への配慮	自然環境への配慮			<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	地域の景観や野生動物の生息・生育環境等に配慮した工種・工法が計画されている。(変更なし)			
事業等への 配慮	環境等への配慮	周辺の住環境への配慮	周辺の住環境への配慮	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	集落の沿線付近を工事する際には、住民と連絡調整を図る。また、低騒音型重機を使用する。(変更なし)			
		景観への配慮	景観への配慮	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	切取法面、盛土法面は、可能な限り緑化工を施工することにより景観に配慮している。(変更なし)			
		残土処理の状況	残土処理による環境の影響が抑えられている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	切取法面、盛土法面は、可能な限り残土量を減らすとともに、残土はすべて路線内に処理することで周辺環境への影響を最小限に抑えている。(変更なし)			
		文化財の保護	文化財の保護対策をおこなっている	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	起業地内の文化財調査を行い、文化財が確認された場合は保護を優先させる。(今回)			
		地元要望、協力体制	地元要望(要望書等)、地元の協賛(期成会等)がある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	地元や関係市からの強い要望があり、地元の協賛体制が整っている。(変更なし)			
		市町村の協力体制	地元説明や用地取得に関して市町村の支援がある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	地元説明や用地取得に関しては、市も一体となって説明・交渉等を行っている。(変更なし)			
事業の 実施環境	事業の 実施環境	用地取得の難易度	地域地権者等の同意又は理解が得られている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	土地所有者、関係者の同意は、得られている。(変更なし)			
		法令等に基づく調整事項	法令に基づく調整事項がある	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	保安林内作業許可。(変更なし)			
		上位計画等との関連	市町村森林整備事業計画に位置付けられた事業である	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	臼杵市森林整備事業計画に開設するべき林道として搭載されている。(変更なし)			
		事業の成立性	事業の根拠法令・採択要件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	大分中部地域森林計画に登録され、開設すべき林道として位置づけられている。(変更なし)			
	事業の 実施環境	事業の 実施環境	事業の根拠法令・採択要件	事業の根拠法令(発項) 事業の採択要件を満たしている	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	該当なし。 該当なし。		
			他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	森林法第5条第2項に基づき事業を実施(変更なし) 農山漁村地域整備交付金事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。		
			施工時期・期間の制限	工事の実施時期・期間への制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当なし。		
			技術的難易度	技術面からの事業の実現性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当なし。		
			事業の 実施環境	事業の 実施環境	事業の成立性	事業の根拠法令・採択要件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	森林法第5条第2項に基づき事業を実施(変更なし)
					他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農山漁村地域整備交付金事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。
事業の 実施環境	事業の 実施環境	施工時期・期間の制限	工事の実施時期・期間への制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当なし。			
		技術的難易度	技術面からの事業の実現性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	該当なし。			

* 「小項目の詳細」は、対象事業の内容により記述が異なる場合がある。
* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。
※ □ 大特責色部は、修正不可(横式統一項目)

事後評価書

様式1

事業の概要	事業名・路線河川港地区名等	広域営農団地農道整備事業大野川中流 地区						
	所在地・工区名	豊後大野市千歳町新殿～緒方町大石						
	事業の目的	本地域は、県の中南部に位置し、丘陵台地、山岳地帯は畑地帯、平野、谷間は水田地帯が形成され、大野川、平井川、緒方川等により地域が分断されており、農畜産物の流通に支障をきたしている。このため、この分断された各生産団地を基幹農道で連絡することにより、市場への距離・時間短縮を図り、農畜産物流通圏の拡大、輸送量の増大及び車輛の大型化に対応すると共に広域営農団地の農業の振興と環境の改善を図る。						
	事業採択年度	採択年度： S55			着工年度： S55			
	事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受益面積：A=3,925ha(田：2,412ha、畑1,290ha、樹園地223ha) ・路線全体延長：28,760m 幅員：5.5m(7.0m) ・総事業費：15,660,000千円 						
	全体事業概要	事業計画の推移	当初計画		前回(H18)		最終計画	
		計画期間	S55～H18		S55～H22		S55～H23	
		延長・幅員	L=27,200m	W=7.0(5.5)m	L=28,029m	W=7.0(5.5)m	L=28,760m	W=7.0(5.5)m
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		道路工	25,240m	5,281	26,439m	9,278	27,170m	9,083
橋梁工		1,260m	2,313	790m	3,213	790m	3,213	
隧道工		700m	970	800m	1,704	800m	1,704	
測定用買等		1.0式	436	1.0式	1,259	1.0式	917	
小計			9,000		15,454		14,917	
事務費			540		795		743	
計		9,540		16,249		15,660		
変更内容・理由	計画延長：詳細設計・路線選定の結果1,560mの延長増となった。(当初比5.7%増) 事業費：路線変更及び土質変化に伴う設計変更により、6120百万円の増となった。(当初比64%の増)							
社会・経済情勢の変化	中九州横断道路の朝地ICまでの開通により、県内外の大消費地へのアクセスが向上した。 農家の高齢化により、地域農業の新たな担い手の確保・育成が課題となっている。 葉タバコの廃作農家が新たな作物導入に取り組んでいる。							
事業の効果	必要性	本地域では、畑作物の産地形成(ピーマン、かんしょ等)が推進されているが、地域農業の維持発展には本農道の建設が不可欠である。						
	整備効果	農畜産物の集出荷施設への輸送や農業用資機材の調達などの効率化、農業機械の大型化などにより営農経費の節減が図られる。						
事業の実施状況	費用対効果分析	1.13>1.0						
	工法の妥当性	実施設計、工法検討にあたって、経済性・地域農家の利便性等を考慮して比較検討した。						
	コスト縮減	残土の現場内利用など、コスト縮減について常に積極的に取り組んだ。						
	環境等への影響	建設発生土を本農道工事内の盛土等に有効活用し、自然環境への影響を軽減した。また、切土法面保護については、環境に配慮して植生工法を採用した。						
	事業の実効性の確認 (事業採択時からの変化の状況)	早期開通を熱望されていた路線であり、路線計画について問題なく地元の同意が得られた。また、土地改良法に基づく法手続を行っている。						
事業の検証	当該事業の今後の課題	今後は、農地と広域農道を結ぶ耕作道の整備を進める必要がある。						
	同種事業に関する今後の計画や調査のあり方	基幹となる広域農道だけでなく、農地と広域農道とを結ぶ支線農道や農地内の耕作道の整備が重要である。						
	その他特記事項	なし						
対応方針	対応方針案	評価の完了						
	理由	完了後の効果発現が確認できるため。						

道路事業 事後評価チェックリスト(広域農道 大野南部地区)

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	評価	具体的な内容
事業の効果	必要性	整備が必要な主たる理由	当初計画時の課題や社会情勢の変化を踏まえ、事業が必要とされた主な理由	○	地域農業の維持・発展のために、農業生産の近代化・農産物の集出荷合理化と併せて農村生活環境の整備を図ることが必要である。
			農作物の輸送に係る効果	○	農産物輸送車種の大型化、輸送距離・時間の短縮により営業経費の節減が図られる。
	整備効果	事業実施により得られた効果	防災対策に係る効果	○	豊後大野市から大分市、竹田市、県南方面へのルートが国道以外にも確保されることにより、災害等により国道が不通になった場合にも本農道を代替道路として利用することが出来る。
			交通事故対策に係る効果	○	従来は狭小で曲がりくねった市道・農道を通行していたが、2車線の広域農道開通により交通の安全性が向上した。
			小規模集落対策に係る効果	○	大分市、竹田市方面などへの通勤通学、医療機関へのアクセスが向上し、地域の利便性や安全・安心が向上した。
			ネットワーク整備に係る効果	○	中九州道路、国道57号線・502号線などを補完する道路としてネットワークを構築し、産業振興・生活機会の拡大が図られる。
			その他の効果	○	農道側溝として排水路が整備されることにより、農地や集落の排水処理が改善され、降雨災害による被害の軽減が見込まれる。
			利用者や地元住民の評価	○	通作条件の改善はもとより、地域に欠かせない幹線道路として高く評価されている。
			費用対効果分析(B/C)等	○	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方
			工法の妥当性	○	当初計画からの見直し状況、経済性等の検討状況
事業の実施状況	環境等への影響	コスト削減	○	残土の現場内利用等、コスト削減について常に積極的に取り組んだ。	
		自然環境への影響	○	残土が少なくなるような縦断計画や、発土士の現場内流用など、環境負荷の軽減に努めた。	
		周辺の住環境への影響	○	工事車両の集落付近の走行速度について自主規制を行い、騒音、振動に配慮した。	
		景観への影響	○	切土法面保蔵については、積極的に植生工法を採用した。	
		残土処理の状況	○	残土は農道沿線で適切に処理し、場外への搬出を極力少くした。	
		地元の協力状況	○	地元住民も早期開通を熱望していた路線であり、路線計画についても問題なく地域住民の同意が得られた。	
		事業の実効性の確認(事業採択時からの変化の状況)	○	土地改良法に基づく法手続を行っている。	
		当該事業の今後の課題	○	今後は、農地と広域農道を結ぶ耕作道の整備を進める必要がある。	
		同種事業に関する今後の計画や調査のあり方	○	基幹となる広域農道だけでなく、農地と広域農道を結ぶ支線農道を結ぶ耕作道や農地内の耕作道の整備が重要である。	
		その他特記事項	-	特になし	
評価指標	評価が○の場合 → 事業の目標を達成し、事業効果が発現している。 評価に△がある場合 → 概ね事業の目標を達成しているが、課題等について今後も継続して対応が必要である。 評価に×がある場合 → 早急な対応及びフォローアップをおこなう必要がある。				

大分県事業評価監視委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、大分県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の開催の周知)

第2条 委員会の開催は公開とし、所定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、委員会の名称、開催日時、場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、問い合わせ先、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第3条 傍聴人とは、委員長の許可を得て、委員会を傍聴する者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- 一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- 二 酒気等を帯びていると認められる者
- 三 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(一般傍聴席の傍聴人の定員)

第4条 一般傍聴席の傍聴人の定員は20人以内とし、議場の大きさによりあらかじめ決定する。ただし、委員長が特別の事情があると認める場合は、委員長は別に定員を決めることができる。

(一般傍聴の受付)

第5条 一般傍聴を希望する者は、委員会当日の会場受付にて先着順で一般傍聴受付簿に氏名、住所を記入する。受付を終了した者は一般傍聴券、資料、傍聴要領の交付を受け、入場することができる。なお、一般傍聴の受付は受付時間内であっても傍聴希望者が定員となり次第終了する。

(一般傍聴券の携帯及び提示)

第6条 一般傍聴者は、一般傍聴券の交付を受け、これを携帯し、事務局員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(一般傍聴券の通用期限)

第7条 一般傍聴券は、交付当日限り通用する。

(一般傍聴人の会議室における遵守事項)

第8条 一般傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 委員長及び事務局員の指示に従うこと。
- 二 静粛にし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明しないこと。
- 三 飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 六 携帯電話、PHS、ポケットベル等これらの類について会場内での使用は禁止とし、受信音等についても鳴らないようにすること。
- 七 写真撮影、録画、録音等を許可なく行わないこと。
- 八 その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(報道関係者の会議室における遵守事項)

第9条 報道関係者は、節度ある取材を行うとともに、委員長及び事務局員の指示に従うこと。

(委員会の一時非公開)

第10条 会議の内容が、大分県情報公開条例（大分県条例平成12年条例第47号）第7条各号に規定する情報に該当する場合、又は会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき、委員長は非公開であることを宣言し、委員会を一時非公開とすることができる。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 前条の規定により委員長が非公開であることを宣言したとき。
 - 二 傍聴人がこの要領に違反し、委員長が注意した後もなおこれに従わずに委員長が退場を命じたとき。
- 2 前項第二号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。